

御殿場海岸南公衆便所新築工事

図面リスト					
< 建築工事 >		< 電気設備工事 >		< 機械設備工事 >	
A-01	特記仕様書01	E-01	電気設備工事特記仕様書01	M-01	機械設備工事特記仕様書01
A-02	特記仕様書02	E-02	電気設備工事特記仕様書02	M-02	機械設備工事特記仕様書02
A-03	特記仕様書03	E-03	電気設備工事特記仕様書03	M-03	配置図
A-04	特記仕様書04	E-04	電気設備 平面図		
A-05	特記仕様書05				
A-06	特記仕様書06				
A-07	特記仕様書07				
A-08	特記仕様書08				
A-09	設計概要、外部仕上表、内部仕上表				
A-10	配置図、附近見取図				
A-11	配置図02				
A-12	敷地求積図、建物求積図、法規フィッ図				
A-13	平面図、屋根伏図、天井伏図				
A-14	【参考】RCユニット便所電気設備仕様				
A-15	【参考】RCユニット便所機械設備仕様				
A-16	立面図、断面詳細図				
A-17	展開図				
A-18	建具表				
A-19	雑詳細図				
A-20	仮設計画図				
S-01	構造設計標準仕様図				
S-02	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)				
S-03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)				
S-04	基礎伏図、断面詳細図、土質柱状図				
S-05	基礎配筋断面図				
S-06	小屋伏図				

NISSHIN
SEKKEI

日新設計株式会社

工事特記仕様書

I. 工事名 御殿場海岸南公衆便所新築工事
II. 工事概要
1. 工事場所 三重県津市藤方地内
2. 敷地面積 317.88㎡
3. 工事内容
棟名称 御殿場海岸南公衆便所
構造 RC造 平家建て
建築面積 23.64㎡
延べ面積 19.96㎡
工事項目 建築工事・外構工事

- III. 建築工事仕様
1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書(「建築工事編」平成31年版)以下「標準仕様書」)及び公共建築改修工事標準仕様書(「建築工事編」平成31年版)による。
2. 特記仕様
1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。
3)項目に記載の()内番号は標準仕様書の当該項目、図又は表を示す。

Table with 3 columns: Chapter, Item, and Particulars. Contains detailed specifications for general common items and construction conditions.

3.発生材の処理等 (1.3.11)

※ 本工事期間の近隣において、別途工事(下水道工事)が行われるため、各受注者と協力し、お互い工事遂行に影響のないように進めること。
※ 公共樹への接続及び水道メーターの設置については原則、下水道工事完了後とする。(1月下旬完了予定)
ただし、監督員との協議により承諾を得た場合は、この限りでない。

・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

Table with 3 columns: Engineering, Presence of Work, and Disposal Method. Lists disposal methods for various construction elements like foundations, roofs, and equipment.

- 引渡を要するもの(・無・)
特別管理産業廃棄物(・有() 処理方法())
石綿含有成形板等解体時の留意点
1.手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。
2.可能であれば湿潤状態(散水)として作業を進めること。
3.飛散されない様にする。
4.保護具及び作業着を着用すること。
5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。
6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。
・再資源化を図るもの
・コンクリート塊
・アスファルトコンクリート塊
・建設発生木材
引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し監督員へ提出すること。
引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

4.建設副産物情報交換システムの利用

5.三重県産業廃棄物税

受注者は受注時において延べ面積が500㎡以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。

6.電気保安技術者 (1.3.3)

7.技能士 (1.5.2)

8.建築材料等

9.化学物質の濃度測定 (1.5.9)

10.特別な材料の工法

11.騒音・振動の防止

12.工事写真 (1.2.4)

13.完成図等 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3)

14.完成写真

15.設備工事との取合い

16.設計GL

17.養生その他

18.事故の発生時

・配置する
職種別に可能なものについては積極的に活用すること

- 1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。
2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

Table for chemical substance concentration measurement. Columns include application (school/education, residence, etc.) and substances (ホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, etc.).

対象箇所(・図示(図面番号:)・())
測定方法(・パッシブ法 ・アクティブ法)
測定時期 ()
報告書提出部数 2部

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(最新版))に従い撮影する。
提出部数1部 用紙は上質紙とする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。

- 作成する()完成図()保全に関する資料()
完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。

デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。
写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

- 施工範囲
図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強
図示した壁、天井の仕上材、下地材の切り込み及び補強
駆動装置又は電動建具等の2次側配管配線及び操作スイッチ
施工図
設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

図示のベンチマーク(B.M) ±0 mm (現状地盤はB.M mm) 監督員立ち合いの上決定すること。

工事施工に際し既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、既存にならい補修すること。

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

19.消防法関係の手続き

20.労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

21.不正軽油の使用の禁止

22.屋外広告物

23.三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例への対応

24.港湾区域(港湾隣接地域)内水域(公共空地)占用許可への対応

- 1) 消火器に係る消防法用設備等設置届出書の作成
・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事)
・別途工事
2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成(建築図面の作成及び建築に関する部分の記入)を行うこと。
労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

- 1) 一般事項
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また受注者は、下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

屋外広告物を設置する場合は「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。

本工事建物は三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例における対象施設であり、この条例に定められた整備基準に準ずるものとする。

本工事建物は港湾区域(港湾隣接地域)内水域(公共空地)占用許可の同意を受けた敷地であり、港湾法第37条第1項の規定による条件を順守するものとする。

Table with 3 columns: Preparation, Examination, and other administrative fields.

NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Table with Job Title (御殿場海岸南公衆便所新築工事), Drawings Title (特記仕様書01), Designator, and Scale (A-01 原図:A2).

③コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	施工時期	スランプ
※構造図による			・ 18 (cm)
・			
・			

④コンクリートの種類及び強度 (6.2.1) (6.2.2) (6.2.4) (6.10.1) (6.10.2) (6.11.1) (6.11.3) (表6.2.2) (表6.10.1)

⑤コンクリートの種類 (6.2.1) (表6.2.1)

⑥コンクリートの仕上り (6.2.5) (表6.2.4) (表6.2.5)

⑦セメント (6.3.1) (表6.3.1)

⑧骨材 (6.3.1)

⑨コンクリートの材料 (6.3.1) (表6.3.2)

⑩打継ぎ (6.6.4)

⑪養生 (6.7.2)

⑫型枠 (6.6.4) (6.8.1) (6.8.2) (表6.8.1)

⑬寒中コンクリート (6.11.1)

⑭暑中コンクリート (6.12.2)

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	種類	気乾単位容積質量	スランプ
・ (N/mm ²)			・ t/m ³	・ (cm)
・				
・				

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 Fc	適用箇所	種類	気乾単位容積質量	スランプ
・ (N/mm ²)			・ t/m ³	・ (cm)
・				
・				

①コンクリートの使用骨材による種類及び強度 (6.2.1) (6.2.2) (6.2.4) (6.10.1) (6.10.2) (6.11.1) (6.11.3) (表6.2.2) (表6.10.1)

②コンクリートの種類 (6.2.1) (表6.2.1)

③コンクリートの仕上り (6.2.5) (表6.2.4) (表6.2.5)

④セメント (6.3.1) (表6.3.1)

⑤骨材 (6.3.1)

⑥コンクリートの材料 (6.3.1) (表6.3.2)

⑦打継ぎ (6.6.4)

⑧養生 (6.7.2)

⑨型枠 (6.6.4) (6.8.1) (6.8.2) (表6.8.1)

⑩寒中コンクリート (6.11.1)

⑪暑中コンクリート (6.12.2)

12. マスコンクリート (6.13.1) (6.13.2) (表6.13.1)

13. 無筋コンクリート (6.14.1)

14. 流動化コンクリート (6.15.1)

7 鉄骨工事

1. 施工管理技術者 (7.1.4)

2. 製作工場 (7.1.3)

3. 鋼材 (7.2.1) (表7.2.1)

4. 高力ボルト (7.2.2) (7.3.2) (7.4.2) (7.4.7)

5. 普通ボルト (7.2.3) (表7.2.3) (7.3.2)

6. 溶融亜鉛めっき高力ボルト (7.3.2) (7.4.2) (7.12.5)

7. アンカーボルト (7.2.4) (7.3.2) (7.10.3) (表7.10.1) (表7.2.3)

適用箇所

・ 配置する

(株) 日本鉄骨評価センター又は(株) 全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

・ J ・ R ・ M ・ H ・ S

種類、形状及び寸法 ・ 図示

種類

・ トルシア形高力ボルト (S10T)

・ JIS形高力ボルト2種 (F10T)

・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種 (F8T相当)

・ ()

高力ボルトのねじの呼び

・ 図示 (図面番号:)

ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等

・ 図示 (図面番号:)

すべり試験の試験方法 ・ ()

JIS形、ナット回転法かつボルト長がねじの呼びの5倍を超える場合

・ 回転量 ()。

ボルト及びナットの材料等、ボルトのねじの呼び

・ 図示

ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等

・ 図示

摩擦面の処理

・ ブラスト処理 (表面粗度 50 μm Rz 以上)

・ りん酸塩処理

すべり試験の試験方法 ・ ()

ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等

・ 図示 (図面番号:)

種類

構造用 ・ SNR400B ・ ()

建方用 ・ SS400 ・ ()

建方用アンカーボルトの保持及び埋込み

・ A種 ・ B種

アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度

・ 標準仕様書 [表7.2.3]

・ 図示 (図面番号:)

構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法

・ 図示 (図面番号:)

ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等

・ 図示 (図面番号:)

8. 溶接材料 (7.2.5)

9. タンパクル (7.2.6)

10. テックプレート (7.2.7) (7.7.8)

11. スタッド (7.2.8)

12. 柱底均しモルタル (7.2.9)

13. 材料試験等 (7.2.10)

14. ねじの孔径 (7.3.8)

15. 仮組 (7.3.10)

16. 溶接作業における技能資格者 (7.6.3)

17. 溶接部の開先 (7.6.4)

18. 溶接施工 (7.6.7)

19. 溶接部の試験 (7.6.12)

20. 錆止め塗装 (7.8.2) (7.8.4)

材料

・ 標準仕様書 [7.2.5] (1) (2) 以外の溶接材料 ()

種類及びねじの呼び等

・ 図示 (図面番号:)

建築用タンパクル鋼 ・ 割枠式 ・ ()

建築用タンパクルボルト ・ 羽子板ボルト ・ ()

材質、形状及び寸法 ・ 図示 (図面番号:)

溶接方法 ・ 図示 (図面番号:)

種類等 ・ 図示 (図面番号:)

柱底均しモルタルの工法、厚み

・ A種 ()mm ・ B種 ()mm

無収縮モルタルの材料及び調査

・ 標準仕様書 [7.2.9] (2) ・ ()

板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験

・ JIS G 0901により行う

普通ボルトの孔径 (母屋又は鋼線の取付)

・ ねじの呼び径 ±10mm ・ ()

・ 行わない ・ 行う

仮組を行う範囲 ・ 図示 (図面番号:)

溶接作業の技量付加試験

・ 行わない ・ 行う

開先の形状

・ 図示 (図面番号:)

鋼製エンドタブの切除

・ 適用及び切断範囲 図示 (図面番号:)

切断面の仕上げ

・ 標準仕様書 [7.6.7 (h) (b)] ・ 図示 (図面番号:)

鋼製エンドタブに代わるその他の工法

鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ (セラミックタブ又はフラックスタブ) を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方を満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。

1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場の製作であること。

2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習終了者 (溶接技能者・A級以上)、又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とする。また、製作工場がH、Sグレードの場合は溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とする。

板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部

・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 図示 (図面番号:)

・ スクラップの形状 図示 (図面番号:)

試験の種類

溶接部の外観試験方法 ・ ()

超音波探傷試験 ・ ()

溶接区分	AQOL (%)	検査水準	備考
現場溶接			・ 全数試験
工場溶接	・ 2.5	・ 6	
	・ 4.0		

耐火被覆材の接着する面への塗装

塗装範囲 図示 (図面番号:)

種類

・ 標準仕様書 [18.3.2]、[表18.3.1] () 種

・ 標準仕様書 [18.3.2]、[表18.3.2] () 種

21. 耐火被覆 (7.9.2) (7.9.3)

22. 軽量形鋼 (7.11.2)

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板

1. 補強コンクリートブロック造 (8.2.2) (8.2.3) (8.2.5) (8.2.8) (表8.2.1)

2. コンクリートブロック帳壁及び塀 (8.3.2) (8.3.3) (8.3.4) (8.3.7) (表8.3.1)

3. ALCパネル (8.4.2) (8.4.3) (8.4.4) (表8.4.2) (8.4.5) (表8.4.3)

4. 押出成形セメント板 (8.5.2) (8.5.3) (8.5.4) (表8.5.1) (8.5.5) (表8.5.2)

耐火被覆材の接着する面以外への塗装

塗装範囲 図示 (図面番号:)

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面 (鉄骨に溶接されたものに限る)

・ 標準仕様書 [18.3.2]、[表18.3.1] () 種

部位	種類	材料	工法	耐火性能

接合部 (ボルト接合の場合)

・ 普通ボルト接合 ・ ()

種類

・ 空洞ブロック16

・ 図示 (図面番号:)

正味厚さ、モジュール呼び寸法

・ 図示 (図面番号:)

各部の配筋

・ 図示 (図面番号:)

モルタルの調査

・ 標準仕様書 [8.2.3] ・ ()

モルタル又はコンクリートの充填範囲

・ 図示 (図面番号:)

ブロックの種類

・ 標準仕様書 [表8.3.1]

・ 図示 (図面番号:)

正味厚さ、モジュール呼び寸法、ブロックの厚さ

・ 図示 (図面番号:)

モルタルの調査

・ 標準仕様書 [8.2.3] ・ ()

化粧

・ 有り ・ 無し

塀の厚さ H ≤ 2.0m

・ 120mm ・ ()

H > 2.0m

・ 150mm ・ ()

各部の配筋

・ 図示 (図面番号:)

モルタル又はコンクリートの充填範囲

・ 図示 (図面番号:)

区分	単位荷重 (N/mm ²)	呼び寸法			構法	耐火性能
		厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)		
・ 外壁パネル	・ ()	・ 100	・ ()	・ ()	・ A種	・ () 時間
		・ ()			・ B種	・ 無し
・ 間仕切壁パネル	・ ()	・ 100	・ ()	・ ()	・ C種	・ () 時間
		・ ()			・ E種	・ 無し
					・ D種	
・ 屋根パネル	・ ()	・ 100	・ ()	・ ()	・ F種	・ () 時間
		・ ()				・ 無し
・ 床パネル	・ ()	100	・ ()	・ ()	・ F種	・ () 時間
		120				・ 無し
		150				

パネル幅を300mm以下とする部分

・ 適用あり

外壁、屋根及び床パネル構法

風圧力に対応した工法

・ 適用あり

パネル短編小口相互の伸縮目地幅 (mm)

・ ()

出隅、入隅の取合い部の伸縮目地幅 (mm)

・ ()

伸縮目地への耐火目地材の充填

・ 適用する (材料:)

種類	表面形状及び原料区分	板厚 (mm)	働き幅 (mm)	工法
・ 外壁パネル	・ フラットパネル	・ ()	・ ()	・ A種
	・ デザインパネル			・ B種
	・ タイルベースパネル			
・ 間仕切壁パネル	・ フラットパネル	・ ()	・ ()	・ B種
	・ デザインパネル			・ C種
	・ タイルベースパネル			

パネル幅を300mm以下とする部分

・ 適用あり

パネル相互の目地幅 (mm)

・ 長辺 8以上、短辺 15以上 ・ ()

出隅、入隅の接合部の伸縮調整目地幅 (mm)

・ 15 ・ ()

目地及び隙間の処理

・ ()

外壁パネル構法

風圧力に対応した工法

・ 適用あり

間仕切壁パネル構法

パネルに欠き込みを行う場合

・ パネル開口の限度 図示 (図面番号:)

9 防水工事

1. アスファルト防水
(表9.2.3) ~ (表9.2.8) (9.2.2) (9.2.3)

改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・標準仕様書[表9.2.3] ~ [表9.2.8] ・図示 ()
厚さ ・標準仕様書[表9.2.3] ~ [表9.2.8] ・図示 ()
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・標準仕様書[表9.2.5] ~ [表9.2.8] ・図示 ()
厚さ ・標準仕様書[表9.2.5] ~ [表9.2.8] ・図示 ()
絶縁用シート
・ポリエチレンフィルム (厚さ 0.15mm以上)
・フラットヤーンクロス (70g/m²)
押え金物
・アルミ製 L30×15×2.0 ・図示 (図面番号:)
断熱材
・屋根保護防水断熱工法
種類 () 厚さ () mm
・屋根露出防水断熱工法
種類 () 厚さ () mm
(表9.2.3) 屋根保護防水
~ (表9.2.6) 立ち上がり部の保護コンクリート ・図示 (図面番号:)
乾式保護材 ・使用する
立ち上がり部保護れんが ・ JIS R 1250 ・ ()
(表9.2.7) 脱気装置
・設置数量 図示 (図面番号:) 種類 ()
(表9.2.7) 屋根露出防水における仕上塗料
(表9.2.8) ・図示 (図面番号:) 種類 () 使用量 ()
(表9.2.9) 屋内防水密着工法における保護層
・図示 (図面番号:)
E-1の工程3 ・行う ・行わない
(9.2.4) 防水層の下地モルタル塗り
・図示 (図面番号:)
立ち上がりのコンクリート打放し仕上げの種類
種類 ・B種 ・ ()
(9.2.4) 屋根露出防水絶縁断熱工法
ルーフトレン回り及び立ち上がり部周辺断熱材の張りじまい位置
・図示 (図面番号:)
(9.2.5) 保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ ・水下 80mm以上 ・ ()
床タイル張り ・水下 60mm以上 ・ ()
立ち上がり部の保護方法
・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え
・モルタル押え (屋内等) ・ ()
屋上排水溝
・図示 (図面番号:)

2. 改質アスファルトシート防水
(9.3.2) (9.3.3) (表9.3.1) ~ (表9.3.3)

改質アスファルトシート
種類 ・標準仕様書[表9.3.1] ~ [表9.3.3] ・図示 ()
厚さ ・標準仕様書[表9.3.1] ~ [表9.3.3] ・図示 ()
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート
種類 ・標準仕様書[表9.3.1] ~ [表9.3.3] ・図示 ()
押え金物の材質、形状、寸法
・アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm) ・ ()
厚さ ・標準仕様書[表9.3.1] ~ [表9.3.3] ・図示 ()
仕上塗料
・図示 (図面番号:) 種類 () 使用量 ()
脱気装置
・設置数量 図示 (図面番号:) 種類 ()
断熱材
・屋根露出防水絶縁断熱工法
種類 () 厚さ () mm
防湿用シートの設置 ・有り ・無し

3. 合成高分子系ルーフィングシート防水
(9.4.2) (9.4.3) (9.4.4) (表9.4.1) (表9.4.2) (表9.4.3)

ルーフィングシート
種類 ・標準仕様書[表9.4.1] ~ [表9.4.3] ・図示 ()
厚さ ・標準仕様書[表9.4.1] ~ [表9.4.3] ・図示 ()
絶縁用シート
・発砲ポリエチレンシート ・ ()
固定金具 材質、寸法形状 ()
・図示 (図面番号:)
断熱材 種類、厚さ
・機械的固定工法 図示 (図面番号:)
・接着工法 図面番号:)
仕上塗料
・図示 (図面番号:) 種類 () 使用量 ()
防湿用シートの設置 ・有り ・無し
S-M2又はSI-M2で立上りを接着工法
立ち上がり面のシート厚さ ・ 1.5mm ・ () mm
屋内保護密着工法
モルタル塗り厚さ ・ () mm
立ち上がり部の保護モルタル塗り厚さ ・ 7mm以下 ・ () mm
目地処理
PC下地 ・図示 (図面番号:)
増張り (S-F1、SI-F1)
PC入隅部 ・図示 (図面番号:)
機械的固定工法
風圧力に対応した工法 ・図示 (図面番号:)

施工箇所	種別
	X-1
	X-2
	Y-1
	Y-2

4. 塗膜防水
(9.5.3) (表9.5.1) (表9.5.2)

脱気装置 (X-1)
・設置数量 図示 (図面番号:) 種類 ()
防水層の工程数及び各工程の使用量 (Y-1、Y-2)
・製造所の仕様による ・ ()
保護層 (Y-2) ・図示 (図面番号:)
仕上塗料
・図示 (図面番号:) 種類 () 使用量 ()
適用部位 ・図示 (図面番号:)
防水層の種類 ・C-UI ・C-UP
(9.6.1) 防水層の下地
(9.6.3) 壁及び天井部の仕上げ ・コンクリート打放し仕上げ (B種)
(9.6.4) ・図示 (図面番号:)
(表9.6.1) 下地処理 ・標準仕様書[9.6.4] (2) ・ ()
(表9.6.2) ・標準仕様書[表9.7.1]による

5. ケイ酸質系塗布防水
(9.6.1) (9.6.3) (9.6.4) (表9.6.1) (表9.6.2)

6. シーリング
(9.7.2) (9.7.3) (表9.7.1) (9.7.5)

接着性試験
・簡易接着性試験 ・引張接着性試験

10 石工事

1. 共通
(10.1.3) (10.1.5)

割付 ・図示 (図面番号:)
粗面仕上げの場合のみみ込み部分の仕上げ ・ ()
清掃における床面ワックス ・使用する

2. 天然石
(10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)

使用部位	種類(名称)	等級	寸法(mm)	表面仕上げ	工法	形状
床		2等		粗磨き ・ ()		
壁		1等		水磨き ・ ()		

ジェットパーナー仕上げ面 ・手加工あり ・機械加工バフ仕上げあり

3. テラゾ
(10.2.1) (表10.2.2)

使用部位	種石の種類	種石の大きさ	寸法による区分	表面仕上
	大理石	1.5~12mm	300型 400型	()

テラゾブロック

使用部位	種石の種類	種石の大きさ	形状	仕上げ面	寸法(mm)	表面仕上
	大理石	1.5~12mm	平もの 役もの	片面 両面	()	()

4. その他の材料
(10.2.3)

取付用モルタル ・図示 (図面番号:)
目地用モルタル ・図示 (図面番号:)
石裏面処理材 ・図示 (図面番号:)
裏打ち処理材 ・図示 (図面番号:)
ドレンパイプ ・図示 (図面番号:)
充填材料 ・図示 (図面番号:)

5. 外壁湿式工法
(10.2.2) (10.2.3) (10.3.2) (10.3.3)

受け金物の材質、形状、寸法
・図示 (図面番号:)
アンカーの材質及び寸法 ・ SS400 M12 ・ ()
あと施工アンカーの材質及び寸法 ・ ()
ドレンパイプの材質
・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ
・ ()
石材の厚さ ・ 25mm以上 ・ ()
石裏面処理 ・適用する
裏打ち処理 ・適用する
下地ごしらえ
・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法
・あと施工アンカー横筋流し工法
目地 一般目地
目地幅(mm) ・ 6以上 ・ ()
伸縮調整目地
位置 ・標準仕様書[表11.1.1] ・図示 (図面番号:)
シーリング材の目地寸法
・幅、深さとも10mm以上 ・図示 (図面番号:)

6. 内壁空積工法
(10.2.2) (10.3.3) (10.4.2) (10.4.3)

受け金物の材質、形状、寸法
・図示 (図面番号:)
アンカーの材質及び寸法 ・ SS400 M12 ・ ()
あと施工アンカーの材質及び寸法 ・ ()
石材の厚さ ・ 20mm以上 ・ ()
下地ごしらえ
・あと施工アンカー横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法
目地 一般目地
目地幅(mm) ・ 6以上 ・ ()
伸縮調整目地
位置 ・ 6mごと ・図示 (図面番号:)
シーリング材の目地寸法
・幅、深さとも10mm以上 ・図示 (図面番号:)

7. 乾式工法
(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3)

金物の種類、形状、寸法 ・図示 (図面番号:)
取り付け工法
・スライド方式 ・ロッキング方式
アンカーの材質及び寸法 ・ SS304 M10 ・ ()
あと施工アンカーの材質及び寸法 ・ ()
石材の厚さ ・ 30mm以上 (外壁) ・ 25mm以上 (内壁) ・ ()
たば用穴の位置 ・図示 (図面番号:)
石裏面処理 ・適用する
裏打ち処理 ・適用する
風圧力に対応した工法 ・図示 (図面番号:)
目地
目地幅(mm) ・ 8以上 ・ ()
シーリング材 ・適用する

8. 床及び階段の石張り
(10.3.3) (10.6.2) (10.6.3)

石材の厚さ ・ ()
石裏面処理 ・適用する
目地 一般目地
目地幅(mm) ・ 屋内4mm以上、屋外3~6mm
・図示 (図面番号:)
伸縮調整目地
位置 ・標準仕様書[10.6.2] (5) (4) (a)
・図示 (図面番号:)
シーリング材の目地寸法
・幅、深さとも10mm以上 ・図示 (図面番号:)

9. アーチ、上げ裏等の石張り
(10.2.2) (10.3.3) (10.7.1) (10.7.2)

取付け金物 ・標準仕様書[10.2.2] (3) ・ ()
吊金物及び化粧吊りボルト
・設ける
吊金物 ・ステンレス (SUS304) 径6mm長さ80mm (加工物)
吊りボルト ・ステンレス (SUS304) M10 化粧ナット付き
アンカーの材質及び寸法 ・ SS304 M10 ・ ()
あと施工アンカーの材質及び寸法 ・ ()
取付工法 ・外壁湿式工法 ・内壁空積工法 ・乾式工法
石材の厚さ ・ ()
石裏面処理 ・適用する
裏打ち処理 ・適用する
目地 一般目地
目地幅(mm) ・ 6以上 ・ ()
伸縮調整目地
位置 ・図示 (図面番号:)
シーリング材の目地寸法
・幅、深さとも10mm以上 ・図示 (図面番号:)

10. 笠木、甲板等
(10.2.2) (10.3.3) (10.5.3) (10.7.1) (10.7.3)

取付け金物 ・標準仕様書[10.2.2] (3) ・ ()
アンカーの材質及び寸法 ・ SS304 M10 ・ ()
あと施工アンカーの材質及び寸法 ・ ()
取付工法 ・外壁湿式工法 ・内壁空積工法 ・乾式工法
石材の厚さ ・ ()
石裏面処理 ・適用する
取付け代 (乾式工法の場合) (mm)
・標準仕様書[10.5.3] (2) ・ ()
石裏の補強用モルタル (乾式工法の場合)
・適用する 図示 (図面番号:)
目地 一般目地
目地幅(mm) ・ ()
伸縮調整目地 (外壁湿式工法の場合)
位置 ・図示 (図面番号:)
シーリング材の目地寸法
・幅、深さとも10mm以上 ・図示 (図面番号:)
石材の厚さ ・ 40mm ・ ()

11. 隔て板
(10.7.4)

①伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
(11.1.3)

位置 〇 標準仕様書[表11.1.1]
・図示 (図面番号:)

②タイル張り
(表11.2.3) (11.2.2) (11.2.3) (11.3.2) (11.3.4) (表11.3.2)

施工箇所	工法	種類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役物	標準・特注色の別	耐凍害性の有無
床	湿式	I類	100角	○			標準	

・役物 ()
・試験張りを行う
・見本焼きを行う
・既モルタル調査 ()
(11.2.7) セメントモルタル塗り又は有機系接着剤あと張り工事
(11.3.7) コンクリート素地面の処理 ・適用箇所 図示 (図面番号:)
○ 目荒し工法 ・ MCR工法
有機系接着剤あと張り工事
シーリング材
打継、ひび割れ誘発目地 ・ PU-2 ・ ()
伸縮、その他目地 ・ MS-2 ・ ()

備考

DATE	
SCALE	
Nb Scale	
A-04 原図 A2	

NISSHIN SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

御殿場海岸南公衆便所新築工事

Drawn Title 特記仕様書04

設計担当者

No. 055708 出口基樹

1. 木材
(12.1.4) 見え掛り部の表面仕上げ
機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種
(表12.1.1) 適用箇所 ()
(表12.1.2) 手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種
(12.2.1) 木材の含水率

部材名称	種別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

樹種 ・ 図示 (図面番号:)

2. 製材
(12.2.1) (2) (7) 「製材の日本農林規格」による製材

樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質	県産材
下地用 針葉樹製材 (:)	()				
造作用 針葉樹製材 (:)	()				
広葉樹製材 (:)	()	・ 10% 以下			

(12.2.1) (2) (4) 「製材の日本農林規格」以外の製材
(表12.2.2) 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率
・ 図示 (図面番号:)
造作材の材面の品質 ・ A種 ()
樹種

部位	樹種	県産材

3. 集成材等
(12.2.1) 造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

品名・樹種・寸法 見付け材面数	品質	化粧薄板厚さ
造作用集成材 ・ 図示 (図面番号:)	()	
化粧ばり造作用集成材 ・ 図示 (図面番号:)	()	
化粧ばり構造用集成材 ・ 図示 (図面番号:)	()	

「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材
樹種、寸法、化粧薄板の厚さ及び含水率
・ 図示 (図面番号:)

4. 単板積層材
(12.2.1) 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材
品名、寸法、表面の品質及び防虫処理
・ 図示 (図面番号:)
「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、含水率及び防虫処理
・ 図示 (図面番号:)

5. 直交集成材
(12.2.1) 「直交集成材の日本農林規格」による直交集成材
品名、曲げ強度(強度等級)、種別、接着性能(使用環境)、樹種、寸法
・ 図示 (図面番号:)

6. 合板等
(12.2.1)

品名・品目	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫・保存処理等	厚さ

構造用合板の強度等級
・ 図示 (図面番号:)
特殊加工化粧合板の化粧加工方法
・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 ()

7. 接合具等
(12.2.2) パーティクルボード
表裏面の状態、曲げ強さ、耐水性、難燃性による区分、厚さ等
・ 図示 (図面番号:)
(表12.2.3) ミディアムデンシティーファーバーボード (MDF)
表裏面の状態、曲げ強さ、接着剤、難燃性による区分、厚さ等
・ 図示 (図面番号:)
~ (表12.2.5)

8. 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1) 造材材の化粧面の釘打ち
・ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し
(表12.2.3) 諸金物の形状、寸法、材質
・ 図示 (図面番号:)
(12.3.2) 防腐・防蟻処理
薬剤加圧注入
適用部材、保存処理性能区分 ・ 図示 (図面番号:)
薬剤の塗布等
処理方法 ・ 標準仕様書[12.3.1] (f) (b) ・ ()
附属書A (規定) に基づく表面処理用木材保存剤による処理
薬剤の種類、適用部材 ・ 図示 (図面番号:)
薬剤の接着剤への混入 ・ ()
合板等の加圧注入 ・ ()
防虫処理 ・ ()

13 屋根及びびとい工事

1. 長尺金属板葺
(13.2.2) 屋根葺形式

屋根葺形式	材種	厚さ (mm)	下葺の種類	備考
縦ハセ葺 (表13.2.1)	・ 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板	・ 0.6	・ アスファルトルーフィング940	

風圧力及び積雪荷重に対応した工法
・ 図示 (図面番号:)
雪止め ・ 図示 (図面番号:)

2. 折板葺
(13.3.2) 緊結方法

緊結方法	板厚 (mm)	山の高さ (mm)	山のピッチ (mm)	耐力区分
・ 重ね形	・ 0.8	・ 90	()	()
	・ 0.6	()	()	()
・ はぜ締め形	・ 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板			軒先面戸板
				・ あり ・ なし

タイトフレーム 材料 ・ ()
断熱材 種別 ・ ガラス繊維シート ・ ()
厚さ (mm) ・ 5 ・ ()
防火性能 ・ ()
風圧力及び積雪荷重に対応した工法
・ 図示 (図面番号:)
けらば納め けらば包み ・ ()

3. 粘土瓦葺
(13.4.2) 凍害試験 ・ 行う ・ 行わない
(13.4.3) 雪止め瓦 ・ 使用する
瓦葺木の材種、寸法 ・ 杉 21×15 ・ ()
棟補強用材の材質、寸法 ・ 杉 40×30 ・ ()
棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法
・ 図示 (図面番号:)
下葺材の種類 ・ ()
風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ・ 図示 (図面番号:)
棟木の留付け工法 ・ 図示 (図面番号:)
棟の工法 ・ 標準仕様書[13.4.3] (4) ・ 図示 (図面番号:)

4. とい
(13.5.2) 材種 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(カラー) ・ 配管用鋼管(白管)
(表13.5.1) ・ ()
(表13.5.2) 耐酸被覆鋼板 材質等 ・ ()
(13.5.3) 受金物及び足金物の材種、形状、取付け間隔
(表13.5.5) ・ 図示
軒といの取付け間隔 (多雪地域) ・ 0.5m以下 ・ ()
鋼管製といの防露巻工法
・ 標準仕様書[表13.5.5] ・ ()

14 金属工事

1. ステンレス
(14.2.1) 表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ()

2. アルミニウム
(14.2.2) 表面処理の種別
(表14.2.1) ・ AB-1 ・ AB-2 ・ AC-1 ・ AC-2 ・ BA-1
・ BA-2 ・ BB-1 ・ BB-2 ・ BC-1 ・ BC-2
常温乾燥形の塗装 ・ ()
陽極酸化被膜の着色方法 ・ 二次電解着色 ・ ()
陽極酸化被膜の色合い等 ・ ()

3. 鉄鋼の亜鉛めっき
(14.2.3) (表14.2.2) 亜鉛めっきの種別
・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種

4. 軽量鉄骨
天井下地
(14.4.2) 野縁などの種類
屋内 ・ 19形 ・ ()
屋外 ・ 25形 ・ ()
(表14.4.1) 屋外の野縁受等の間隔 ・ 図示 (図面番号:)
(14.4.3) 吊りボルトの補強方法 (@900mm超) ・ 図示 (図面番号:)
(表14.4.2) 吊りボルトの水平補強、斜め補強
(14.4.4) ・ 1.5≦天井ふところ≦3.0m ・ 標準仕様書[14.4.4] (8)
・ 図示 (図面番号:)
・ 天井ふところ>3.0m 図示 (図面番号:)
・ 耐震天井 図示 (図面番号:)
・ 耐風圧の補強 図示 (図面番号:)

5. 軽量鉄骨壁
下地
(14.5.3) スタッド、ランナーの種類
・ 標準仕様書[表14.5.1] ・ 図示 (図面番号:)
(表14.5.1) スタッドの高さ5m超
・ 図示 (図面番号:)
(14.5.4) 出入口、開口部の補強 ・ 標準仕様書[14.5.4] (4) ・ ()

6. 金属成形板
板張り
(14.6.2) 施工箇所

種別	・ アルミニウム ・ ステンレス ・ 鋼
形状	・ スパンドレル形 ・ パネル形
表面処理	

(14.6.3) 取付け用下地 ・ 図示 (図面番号:)
長尺ものにおける伸縮調整継手
・ 設ける 図示 (図面番号:)

7. アルミニウム製笠木
(14.7.2) 部材の種類 ・ 250形 ・ 300形 ・ 350形
(14.7.3) 表面処理 ・ ()
固定方法 ・ 図示 (図面番号:)
風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ・ 図示 (図面番号:)
(表14.7.1)

8. 手すり
(14.8.2)

材種	表面処理の種別	施工箇所
アルミニウム	・ 標準仕様書[表14.2.1]の種別(種)	スロープ・階段
鋼	・ 標準仕様書[表14.2.2]の種別(種)	
ステンレス	・ HL程度	

9. タラップ
(14.8.3)

材種	表面処理の種別	施工箇所
鋼	・ 標準仕様書[表14.2.2]の種別(種)	
ステンレス		

10. 天井見切縁
材種 ・ アルミニウム合金製 ・ 塩化ビニル製

取付箇所	材種	寸法	形式
・ 天井	・ アルミニウム製	・ 450角 ・ 600角	・ 額縁タイプ ・ 目地タイプ
・ 床	・ アルミニウム製	・ 450角 ・ 600角	

11. 点検口

15 左官工事

1. ラス系下地
(15.2.4) 通気工法 ・ 二層下地 ・ 単層下地
直張り工法 ・ ラスマルタル下地 ・ ラスシートモルタル下地
ラス及び補強用平ラス

素材による区分	種類	質量 (kg/m ²)
()	()	()

ラスシート

山高	山ピッチ (mm)	質量 (kg)	溶接ピッチによる区分
()	()	()	()

外張断熱工法 ・ 図示 (図面番号:)
耐力壁、防火構造等の指定 ・ 図示 (図面番号:)
ステープルの形状、寸法 ・ 図示 (図面番号:)
換気口部の措置 ・ 標準仕様書(木造)[11.4.3] ・ ()

2. せっこうボード
その他のボード下地
(15.2.5) せっこうボード、せっこうラスボードの種類、厚さ
・ 図示 (図面番号:)
木質系セメント板の種類、厚さ
・ 図示 (図面番号:)

3. こまい下地
(15.2.6) 耐力壁の指定 ・ 図面 (図面番号:)
木ずり用小幅板の樹種 ・ 図示 (図面番号:)

④モルタル塗り
(15.3.2) 材料 ○現場調合材料 ○既調合材料
(15.3.5) 既製目地材 ・ 使用する 図示 (図面番号:)
床の目地 ・ 図示 (図面番号:)
下地モルタル、下地調整塗材の接着力試験 (外壁タイル張り等)
・ 実施する

5. セルフレバリング
(15.5.2) 種類 ・ せっこう系 ・ セメント系
(表15.5.1)

⑥仕上塗材仕上
(15.6.2) (表15.6.1)

種類	呼び名	仕上形状	工法
薄付仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状	・ 吹付け
	・ 内装薄塗材E	・ 着色骨材砂壁状	・ 吹付け
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	スタックコ状 ・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ 吹付け ・ こて
	・ 外装厚塗材Si	スタックコ状 ・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状	・ 吹付け ・ こて
	・ 外装厚塗材E	スタックコ状 ・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし	・ 吹付け ・ ローラー
	()	()	()
複層仕上塗材	○複層塗材E ・ 複層塗材RE	○ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状	○ローラー ・ 吹付け
	○防水型複層塗材E ・ 防水型複層塗材RE	()	()
軽量骨材仕上塗材	・ 吹付け軽量塗材	・ 砂壁状	・ 吹付け
	・ こて塗用軽量塗材	・ 平たん状	・ こて

内装薄塗材、内装厚塗材 (吸放湿性を有するもの)
・ JIS A 6909 調湿形
複層仕上塗材の耐候性 ・ 耐候形3種 ・ ()
外装厚塗材Cの上塗材
・ セメントスタックコ以外の場合 材所要量 (kg/m²)

18 塗装工事

3. 耐候性塗料塗り (DP) (18.7.2) (表18.7.1) (18.7.3) (18.7.4)

下地の種類	施工箇所	上塗り等級	カラー・ECP面における種類
		・ 1級 ・ 2級 ・ 3級	・ A種 ・ B種 ・ C種

4. オイルステイン塗り (18.12.2)

塗料 ()

19 内装工事

1. ビニル床シート張り (19.2.2) (表19.2.1)

種類	色柄	厚さ (mm)	継目
・ FS	・ 無地	・ 2.0	・ 溶接
・ ()	・ 柄物	・ ()	・ 突付け

接着剤の種類、施工箇所
セメント系下地、木質系下地以外 (図面番号:)

2. ビニル床タイル張り (19.2.2) (表19.2.1)

寸法・色合	種類	厚さ (mm)
・ 300×300 ()	・ コンポジションビニル床タイル (KT)	・ 半硬質 ・ 2.0
・ 450×450 ()	・ コンポジションビニル床タイル (KT)	・ 軟質 ・ ()
	・ ホモジニアスビニルタイル	・ ()

接着剤の種類、施工箇所
セメント系下地、木質系下地以外 (図面番号:)

3. 特殊機能床材 (19.2.2) (表19.2.2)

- ・ 帯電防止ビニルシート・床タイル 寸法 () mm 厚さ () mm 種類 ()
- ・ 視覚障害者用床タイル 種類 (・ ビニル床タイル ()) 形状 (・ 300×300 ())
- ・ 耐動荷重性床シート 種類 () 寸法 () 厚さ () mm
- ・ ゴム床タイル 色柄 () 種類 () 寸法 () 厚さ () mm

接着剤の種類、施工箇所
セメント系下地、木質系下地以外 (図面番号:)
・ 防滑り性床シート・床タイル 種類 () 寸法 () 厚さ ()

4. ビニル幅木 (19.2.2)

種類 (図面番号:)
高さ (図面番号:) ・ 60mm
厚さ (図面番号:) ・ 1.5mm以上

5. 施工 (19.2.3)

下地 ・ モルタル ・ セルフレリング ・ 木造 ・ ()
目地処理工法 ・ 突付け ・ 熱溶接工法

6. カーペット敷き (19.3.2) (表19.3.1) (表19.3.2)

種類	色柄	パイル形状	パイル長・寸法・総厚	織り方
・ A種	・ 無地	・ ループ	・ パイル長	・ ウィルトンカーペット
・ B種	・ 柄物	・ カット	・ 5~7mm	・ ダブルフェースカーペット
・ C種	(標準品)	・ カット、ループ併用	・ 4~6mm	・ アキスミンスターカーペット

種類	色柄	パイル形状	パイル長・寸法・総厚	工法
・ タフテッドカーペット	・ 無地	・ ループ	・ パイル長	・ グリッパー
・ パンチカーペット	・ 柄物	・ カット	・ 5~7mm	・ 全面接着
・ ニードルパンチカーペット	・ 無地		・ 総厚さ	・ 全面接着
	・ 柄物		・ ()	
・ タイルカーペット	・ 無地	・ ループ	・ 総厚さ、サイズ	・ 全面接着
	・ 柄物	・ カット	・ 6.5mm	
			・ 500角	

・ 帯電性(人体帯電電圧の値3kV以下)
タイルカーペットの敷き方(全面接着工法)
平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し (図面番号:)
階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し (図面番号:)
下敷き材 ・ 第2種2号、呼び厚さ8mm (図面番号:)
見切り、押え金物 ・ 材質 () ・ 種類 ()
・ 形状(図面番号:)
織じゅうたんの接合方法 ・ ヒートボンド工法 ()

7. 合成樹脂塗床 (19.4.3) (表19.4.4) (表19.4.5) (表19.4.8)

- ・ 弾性ウレタン塗床材 (JISK 5970) 仕上げ
 - ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
- ・ エポキシ樹脂塗床材 (JISK 5970) 工法、仕上げ
 - ・ 薄膜流しのペエ工法 (・ 平滑 ・ 防滑)
 - ・ 厚膜流しのペエ工法 (・ 平滑 ・ 防滑)
 - ・ 樹脂モルタル工法 (・ 平滑 ・ 防滑)
 - ・ 塗膜型塗床工法 (平滑)

8. フローリング張り (19.5.2) (19.5.3) (19.5.4) (19.5.5) (19.5.6) (表19.5.2) (表19.5.4)

材料 ・ 単層フローリング ・ フローリングボード(1等) ・ フローリングブロック(1等) ・ 複合フローリング

・ 釘留め工法

材料	種別	樹種
・ フローリングボード (根太張用)		・ なら
・ 複合フローリング (根太張用)		・ なら
		・ B種
		・ C種

・ 接着工法

材料	樹種	厚さ (mm)	大きさ (mm)	裏面緩衝材
・ フローリングボード (直張用)	・ なら			・ 合成樹脂製泡シート
・ フローリングブロック (直張用)	・ ()			
・ 複合フローリング (直張用)	・ A種			
	・ B種			
	・ C種			

現場塗装
仕上げ ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (・ A種 ・ B種)
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地そのままワックス塗り ()

9. 畳敷き (19.6.2) (表19.6.1)

種類	種別	厚さ (mm)
・ 畳敷き	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種	・ D種の畳床 KT- (・ I ・ II ・ III ・ K ・ N)

10. セッコウボード、その他のボード及び合板張り (19.7.2) (表19.7.1) (19.7.3) (表19.7.3) (表19.7.5)

種類	種別	厚さ (mm)
・ セッコウボード		壁 ・ 9.5 (準不燃) ・ 12.5 (不燃)
		天井
・ 化粧セッコウボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5 (不燃) ・ 9.5 (準不燃)
	・ 木目模様	・ 9.5 (不燃) ・ 9.5 (準不燃)
・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通	・ 9 ()
	・ 立体模様	・ 9 ()
・ けい酸カルシウム板	・ タイプII 0.8FK	・ ()
・ ()	・ ()	・ ()

合板張り
・ 普通合板 表面の樹種名 ・ 生地そのまま (透明塗料塗り)ラワン (不透明塗料塗り)しな ()
板面の品質 () 厚さ () mm
接着の程度 ・ 1類(湿潤箇所) ()
防虫処理 ()
・ 天然化粧合板 化粧板の樹種名 () 厚さ () mm
接着の程度 ・ 1類(湿潤箇所) ()
防虫処理 ()
・ 特殊加工合板 化粧加工の方法
・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 ()
表面性能 () 厚さ () mm
接着の程度 ・ 1類(湿潤箇所) ()
防虫処理 ()

12. 壁紙張り (19.8.2) (19.8.3)

施工箇所	種類	防火性能	品質

遮音シール材
・ 適用する (・ シーリング材 ・ ジョイコンパウンド)
合板類の張付け ・ B種 ・ A種
せっこうボードの目地工法
・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し
下地 ・ 軽量鉄骨 ・ 木造 ()

13. 断熱材 (19.9.2) (19.9.3)

施工箇所	材種	種類	厚さ (mm)
	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		
	・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし)		
	・ 硬質ウレタンフォーム断熱材		
	・ フェノールフォーム断熱材		

素地ごしえ
せっこうボード面 ・ B種 ・ A種
コンクリート面 ・ B種 ・ A種
モルタル・プラスター面 ・ B種 ・ A種

1. フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	所定荷重	高さ (mm)	床仕上材及び厚さ (mm)	備考
			・ タイルカーペット ・ 6.5mm ()	・ 帯電防止 ・ 漏えい抵抗 ()
			・ ビニル床タイル ()mm	
			・ タイルカーペット ・ 6.5mm ()	・ 帯電防止 ・ 漏えい抵抗 ()
			・ ビニル床タイル ()mm	

試験方法 20.2.2(2)(イ)(a) ~ (d)
寸法精度 20.2.2(2)(イ)(a) ~ (c)

2. 可動間仕切 (20.2.3)

組立て方式
・ スタッド式 ・ パネル式 ・ スタッドパネル式
寸法及び形状 (図面番号:)
表面材の材質及び仕上げ (図面番号:)
遮音性 ・ 高遮音

3. 移動間仕切 (20.2.4)

操作方法 ・ 手動式 ・ 電動式
表面材の材質及び仕上げ (図面番号:)
遮音性 ・ 高遮音
ハンガーレールの取付け下地の補強
・ 標準仕様書 [20.2.4] (3) (イ) (図面番号:)
パネルをランナーに取り付ける部品
・ 標準仕様書 [20.2.4] (3) (イ) (図面番号:)
ハンガーレール
・ 標準仕様書 [20.2.4] (3) (イ) (図面番号:)
ランナー
・ 標準仕様書 [20.2.4] (3) (イ) (図面番号:)
ハンガーレールの固定方法
・ 溶接 ・ あと施工アンカー (材質: 、寸法:)

4. トイレブース (20.2.5)

表面仕上 ・ メラミン樹脂系化粧板
・ ポリエステル樹脂系化粧板
脚部 ・ 幅木 (図示)
扉小口の材質 ・ ステンレス製 ・ アルミ製

5. 階段滑り止め (20.2.6)

・ ステンレスSUS304製 ビニルタイヤ入り(両端フラットエンド付き) ()
寸法 ・ 約35mm (図面番号:)
工法 ・ 接着工法 ・ 埋込み工法

6. 黒板及びホワイトボード (20.2.8)

黒板の種類 ・ 焼付け ()
黒板の色 ・ 緑 ()

20 ユニット及びその他工事

7. 鏡 (20.2.14)

8. 表示 (20.2.10)

区分	材質	厚さ	寸法	印刷等の種類	取付方法
・ 室名札	・ アクリル	・ 5mm	・ ()	・ シルクスクリーン印刷	・ ()
・ ()	・ ()			・ ()	
・ 案内板	・ アクリル	・ 5mm	・ ()	・ シルクスクリーン印刷	・ ()
・ ()	・ ()			・ ()	

・ 衝突防止表示 (図面番号:)
・ 非常用進入口表示 (図面番号:)

9. 煙突ライニング (20.2.11)

適用安全使用温度 () °C

10. ブラインド (20.2.12)

形式	スラット	開閉方式	スラットの成形幅 (mm)	ヘッドボックス・ボトムレールの種類
・ 横形ブラインド	・ アルミニウム合金	・ ギヤ式	・ 25	・ 鋼製
	・ ()	・ コード式	・ ()	・ ()
・ 縦形ブラインド	・ アルミニウム合金	・ ギヤ式	・ 80	・ ()
	・ ()	・ コード式	・ 100	・ ()

11. ロールスクリーン (20.2.13)

操作方法 ・ スプリング式 ・ コード式 ・ 電動式
寸法及び材種 (図面番号:)

12. カーテン及びカーテンレール (20.2.14)

カーテンの形式等

きれ地	ひだの種類	形式	開閉操作
・ ドレープ	・ フランスひだ	・ 片引き	・ 手引き
・ レース	・ 箱ひだ	・ 引分け	・ ひも引き
・ 図示 ()	・ プレーンひだ	・ 片ひだ	・ 電動
・ 暗幕 (遮光 () 級)	・ ()	・ ()	・ ()

カーテンレール ・ アルミ製 ・ ステンレス製
強さによる区分 ・ 10-90 ()
形状 ・ シングル ・ ダブル
断面形状 ・ 角形 ・ C形 ・ D形

13. プレキャストコンクリート工事 (20.3.2) (20.3.3) (20.3.4)

補強鉄線の径 ・ 3.2mm ()
補強鉄線の網目寸法 ()
設計基準強度Fc (図示)
配筋 (図示)
取付方法 (図示)

14. 間知石 間知ブロック積 (20.4.2) (20.4.3)

材種 ()
種類及び質量区分 (図面番号:)
積み方 ・ 谷積み ・ 布積み
目塗り ()
伸縮調整目地 ・ 材種 () ・ 厚さ () mm

15. RCユニット便所 (21.2.1) (表21.2.1)

排水管用材料

材種	管の種類	呼び径	備考
・ 硬質ポリ塩化ビニル管	VP		

2. 排水樹等 (21.2.1)

- ・ 排水樹 種類及び寸法 (図示)
- ・ 適用荷重 ()
- ・ 排水溝 種類及び寸法 (図面番号:)
- ・ ふた/グレーチングの種類

材質	用途	適用荷重	メインパーピッチ	斜度固定

21 排水工事

③ 地業の材料 (21.2.1) ・再生クラッシュラン ○ 切込砂利又は切込砕石
・砂の粒度試験

④ 埋め戻し土 (21.2.1) ○ B種 ・ A種 ・ C種 ・ D種 ・建設汚泥から再生した処理土

5. 施工 (21.2.2) 遠心力鉄筋コンクリート管
・ 基礎の厚さ、種類 ・ 図示 (図面番号:)
硬質ポリ塩化ビニル管
・ 基礎の厚さ、種類 ・ 図示 (図面番号:)
継手 ・ 接着剤 ・ ゴム輪

⑥ 街きよ (21.3.1) 緑石、側溝
・ 形状、寸法 ○ 図示
(21.3.2) 地業
・ 厚さ ○ 150mm ○ 図示

22 舗装工事

1. 路床 (22.2.2) 路床の材料 (厚さは図示 (図面番号:))
・ 遮断層 ・ 川砂 ・ 海砂又は良質な山砂
(22.2.3) ・ 凍上抑制層 ・ 切込み砂利 ・ 砂 ・ ()
(表22.2.1) ・ フィルター層 ・ 砂
(22.2.4) 路床安定処理 ・ 行う
(22.2.5) 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント
・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰()号
・ 消石灰()号
添加量 ()kg/m³ (目標CBR ・ 5以上 ・ ())
盛土に用いる材料
・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土
C種の場合: 建設発生土受入量 ()m³
片道の運搬距離 ()km
試験 ・ 路床土の支持力比 (CBR) 試験
・ 路床締め固めの試験
・ 現場CBR試験

舗装の種類	路盤の厚さ (mm) 車道部 歩道部	路盤材料
・ アスファルト舗装	・ () ・ ()	・ 再生クラッシュラン
・ カラー舗装	・ () ・ ()	・ クラッシュラン
・ 透水性アスファルト舗装	・ () ・ ()	・ 鉄鋼スラグ
・ インターロッキング ブロック舗装	・ () ・ ()	・ クラッシュラン ・ ()
・ ()	・ () ・ ()	

2. 路盤 (22.3.2) 舗装の種類
(表22.3.1) ・ アスファルト舗装 ・ () ・ ()
(22.3.3) ・ カラー舗装 ・ () ・ ()
・ 透水性アスファルト舗装 ・ () ・ ()
・ インターロッキング
ブロック舗装 ・ () ・ ()
・ () ・ () ・ ()

3. アスファルト舗装 (22.4.2) 舗装の構成及び厚さ ・ A-5-15 ・ 図示 (図面番号:)
(22.4.6) 表層の種類 ・ A-3-10 ・ ()
(表22.4.1) 密粒度アスファルト混合物 (13) ・ 細粒度アスファルト混合物 (13)
(表22.4.6) 基層の種類 ・ 粗粒度アスファルト混合物 (20) ・ ()
試験 ・ アスファルト混合材等の抽出試験

4. コンクリート舗装 (22.5.2) 舗装の構成及び厚さ ・ 図示 (図面番号:)
(22.5.6) 構造 ・ 標準仕様書 [表22.5.1] ・ ()
早強セメント ・ 使用する
注入目地材料 ・ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ
目地 ・ 種類 () ・ 間隔 ()
・ 標準仕様書 [表22.5.3]

5. カラー舗装 (22.6.2) 種類
(22.6.3) ・ 加熱系 構成及び厚さ ()
混合物 ・ アスファルト ・ 石油樹脂系 (顔料の添加量:)
添加材 ・ 着色骨材 ・ 自然石
・ 常温系
工法 ・ ニート工法 ・ 塗布工法
着色部下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装

6. 透水性アスファルト舗装 (22.7.2) 材料 ・ ストレートアスファルト
(表22.7.1) ・ 改質アスファルト (・ I型 ・ II型 ・ ()型)
厚さ (mm) ・ () ・ 図示 (図面番号:)

7. ブロック系舗装 (22.8.2) 舗装の種類
(22.8.3) ・ コンクリート
平板舗装
・ 普通平板
・ 透水平板
寸法 (mm) ・ 300角
厚さ (mm) ・ 60
目地 ・ 砂 ・ モルタル
表面加工
・ 研ぎ出し
・ 洗い出し
・ たたき出し

・ インター
ロッキング
ブロック舗装
・ 普通ブロック
・ 透水性ブロック
車道部
・ 80
・ ()
歩道部
・ 60
・ ()
・ 養生用ブロック
・ 80・100

・ 舗石舗装
・ 小舗石
・ 花こう岩
・ ()
・ 80~100
施工方法
・ うろこ張り
・ ()
・ ()
基層
・ コンクリート舗装
・ アスファルト舗装

8. 砂利敷き (22.9.2) ・ 通路部 ・ A種 ・ B種 ・ ()
・ 建物周囲 ・ B種 ・ A種 ・ ()

23 植栽工事

1. 植栽地の確認 (23.1.3) ・ 土壌の水素イオン濃度 (pH) 試験 ・ 行う
・ 電気伝導度類 (EC) の試験 ・ 行う
()の試験 ・ 行う

2. 植栽基盤 (23.2.2) 植栽基盤整備工法
(23.2.3) ・ 樹木 (・ A種 ・ ())
(表23.2.2) ・ 芝及び地被類 (・ B種 ・ ())
有効土層 面積 ・ 図示 (図面番号:)
厚さ ・ 図示 (図面番号:)
排水設備 ・ 設ける
(・ 暗きよ ・ 開きよ ・ 排水層 ・ 縦穴排水 ・ ())
埋込み用土 ・ 現場発生土の改良土 ・ 客土
土壌改良材 ・ ()

3. 植樹 (23.3.2) 樹木の種類 ・ 図示 (図面番号:)
(23.3.3) 寸法 ・ 図示 (図面番号:)
株立数 ・ 図示 (図面番号:)
刈込み ・ あり ・ なし
支柱材
・ 丸太 (防腐処理方法 ・ 加圧式防腐処理方法 ・ ())
・ ()
支柱形式 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け系 ・ ()
幹巻き用材料 ・ 幹巻き用テープ ・ わら ・ こも

4. 新植樹木の
枯補償 (23.3.4) 引渡しの日から ・ 1年 ・ ()

5. 移植樹木の
枯損処理 (23.3.6) 引渡しの日から ・ 1年 ・ ()

6. 芝 (23.4.2) 種類 ・ コウライシバ ・ ノシバ ・ ()
(23.4.3)

7. 屋上緑化 (23.5.2) 植栽基盤及び材料
(23.5.3) ・ 屋上緑化システム
(23.5.4) 土壌層の厚さ ・ 図示 (図面番号:)
排水層 ・ 軽量骨材 (層の厚さ:) ・ 板状成形品
植込み用土 ・ 改良土 ・ 人工軽量土
樹木の材種 図示 (図面番号:)
寸法 図示 (図面番号:)
株立数 図示 (図面番号:)
・ 屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等
・ 図示 (図面番号:)
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等
・ 図示 (図面番号:)
支柱 ・ 図示 (図面番号:)
かん水装置 ・ 図示 (図面番号:)

24 外構工事

1. 旗竿 材質 ・ アルミニウム製 ・ ()
形式 テーバー付き ・ ロープ式 ・ ハンドル式
脚部 ・ 埋込式 ・ ベース式
高さ (m) ・ 5 ・ 6 ・ 7

2. フェンス ・ ネットフェンス ・ 網材種 (・ ビニル被覆鉄線 ・ ())
・ メッシュフェンス
網材種 (・ 樹脂皮膜 ・ 工場塗装 ・ ())
・ 格子フェンス
網材種 (・ 樹脂皮膜 ・ 工場塗装 ・ ())

備考

**NISSHIN
SEKKEI**
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE	
Drawings Title	特記仕様書08	SCALE	No Scale
設計担当者		A-08 原図: A2	
一級建築士 No. 265708 出口基樹			

■ 建築主	住所	三重県津市西丸之内23-1
	氏名	津市
	代表者名	津市長 前菜泰幸
■ 工事種別	○ 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 用途変更 ・ 大規模の修繕	
■ 敷地概要	1. 地名地番	三重県津市藤方地内
	2. 敷地面積	317.88 m ²
	3. 道路	幅員 0.0m
	4. 敷地状況	平坦(砂地)
	5. 用途地域	・ 第1種低層住居専用地域 ・ 第2種低層住居専用地域 ・ 第1種中高層住居専用地域 ・ 第2種中高層住居専用地域 ・ 第1種住居地域 ・ 第2種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域 ・ 用途地域無指定 ・ 都市計画区域外 ○市街化調整区域
	6. 防火地域	・ 防火 ・ 準防火 ・ 無指定 ○法22条区域
	7. 高度地区	
	8. 日影規制	・ 有 ○無
	9. その他の規制	
■ 建物概要	1. 主用途	公衆便所
	2. 階数	地上1階
	3. 建物高さ	最高の高さ 2.97 m 最高の軒高 2.55 m
	4. 面積	建築面積 23.64 m ² 1F床面積 19.96 m ² 延床面積 19.96 m ²
	5. 許可・認可等	港湾法37条第1項 港湾区域(港湾隣接地域)内水域(公共空地)占用許可 建築基準法43条第2項第二号 許可
■ 構造概要	1. 構造種別	○ RC造 ・ S造 ・ SRC造 ・ 木造
	2. 杭地業	・ 既製コンクリート杭 ・ 場所打ち杭 ・ 地盤改良(柱状)
	3. 基礎	・ 独立基礎 ・ 布基礎 ○ べた基礎
	4. その他	
■ 設備概要	各設備特記仕様書による	
	○ 本工事 (○ 電気設備工事 ○ 機械設備工事 ・ 浄化槽設備工事) ・ 別途工事 (・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 ・ 浄化槽設備工事)	

RCユニット便所仕様

■ 外部仕上表

工事区分	部位	項目	仕様 (RCユニット便所)	員数	備考
ユニット工事	屋根及びとい	片流れ屋根	カラーガルバリウム鋼板t0.6 縦ハゼ葺 野地板:75x120x18mm F940、t27(杉、無処理材) WP塗装 小屋組:垂鉛メッキ+SOP塗装仕上げ ケラバ包み:カラーガルバリウム鋼板t0.6	—	H.O.C株式会社 パーケイル同等品
		雨水排水部材	雨水排水金物:ステンレスボックス加工 縦樋:硬質ポリ塩化ビニル管(カラー) φ60 SUS掴み金物共	3	
	躯体	本体	鉄筋コンクリート (Fc:30kN/m ² 、SD295A)	—	
	防水	屋根面	ウレタン系塗膜防水仕上げ	—	
	外装	外壁	外周:塗装仕上げ(複層仕上塗材E) ジョイント部:シリング MS-2 内側:50x20x3mm 外装タイル貼り仕上げ	—	
		トブライトドーム	ポリカーボネート樹脂:1300角ドーム(乳白色) t=4.0 網入りガラス t=6.8 防火認定DW-9054	3	
		ピクトサイン	アルミ複合板-180x300x3.0/絵柄:インクジェット印刷(UVフィルム貼り)	3	
	建具	案内図	ステンレス H.L仕上げ 300x250x1.5(透明樹脂点字シートUVフィルム貼り)	1	
		ハンガースライド扉(多目的)	表面材:カラー化粧鋼板、アルミ換気ガラリ付き 使用表示錠、非常解錠装置付き、*管理用外施錠鍵付き(共通鍵)	1	
		ハンガースライド扉(男子/女子)	表面材:カラー化粧鋼板、アルミ換気ガラリ付き *管理用外施錠鍵付き(共通鍵)	2	

仕上げの色は監督員と協議にて決定するものとする

■ 内部仕上表

工事区分	部位	項目	仕様 (RCユニット便所)	員数	備考
ユニット工事	内装	内壁	複層仕上塗材E	—	H.O.C株式会社 パーケイル同等品
		床	磁器質100角ノンスリップタイル貼り	—	
		ふかし壁	軽量鉄骨下地、耐水PBTt12.5、メラミン化粧板 t=6 ステンレス巾木 H=60	—	
		面台	軽量鉄骨下地 MDF芯材(t=20)、表面材:メラミン化粧板	—	
	建具	トイレブース	表面材:メラミン化粧板 t=40 *用具入れは外施錠付き(共通鍵)	5	
	電気設備	電灯設備	LED照明器具 ※別紙(図面番号:A-14)参照	6	
	機械設備	換気材	カラーパイプフード(アルミ、ガラリ・防虫網・水切り付) カラーベントキャップ(アルミ、ガラリ付)	5	
		排水	硬質ポリ塩化ビニル管(カラー) φ100	—	
		衛生機器	※別紙(図面番号:A-15)参照	—	

仕上げの色は監督員と協議にて決定するものとする

外 構

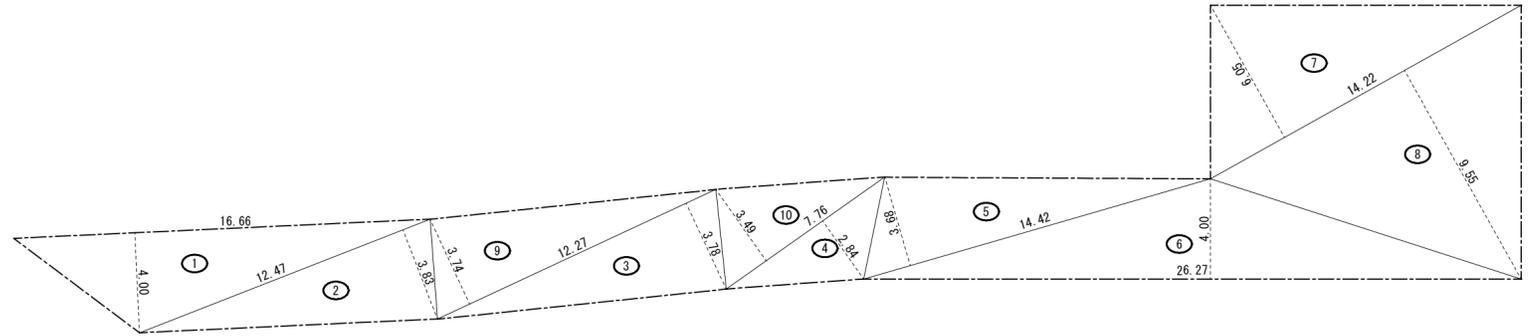
工事区分	部位	項目	仕様	備考
建築工事	外構	巾木	コンクリート打放補修の上 防水型複層塗材E	
		スロープ	床:磁器質100角ノンスリップタイル貼り 立上り:複層仕上塗材E モルタル下地	
		ポーチ	床:磁器質100角ノンスリップタイル貼り	
		足洗い場	床:モルタル金コシ仕上げ、砕石敷込 袖壁:複層仕上塗材E モルタル下地	

仕上げの色は監督員と協議にて決定するものとする

備考		

NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹		Job Title 御殿場海岸南公衆便所新築工事 Drawing Title 設計概要、外部仕上表、内部仕上表 設計担当者 一級建築士 No.265708 出口基樹	DATE SCALE No Scale A-09 原図:A2
---	--	---	--

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	16.66	4.00	66.6400	33.32000
2	12.47	3.83	47.7601	23.88005
3	12.27	3.78	46.3806	23.19030
4	7.76	2.84	22.0384	11.01920
5	14.42	3.68	53.0656	26.53280
6	26.27	4.00	105.0800	52.54000
7	14.22	6.05	86.0310	43.01550
8	14.22	9.55	135.8010	67.90050
9	12.27	3.74	45.8898	22.94490
10	7.76	3.49	27.0824	13.54120
合計				317.88445
敷地面積				317.88 m ²



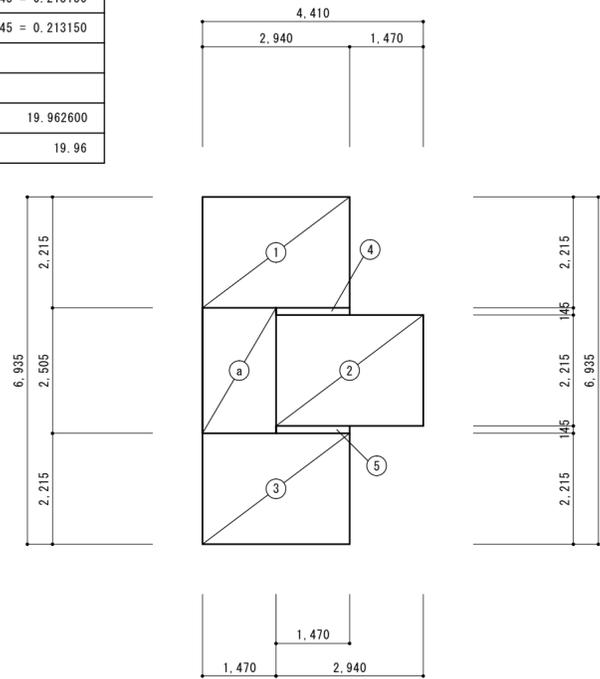
建物求積図

1/100

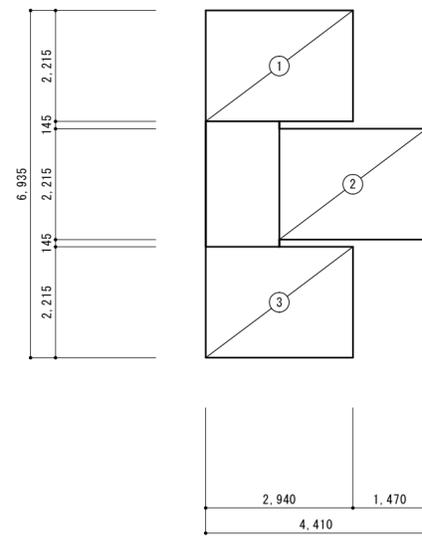
法規チェック図

1/100

建築面積		床面積	
①	2.940 * 2.215 = 6.512100	①	2.940 * 2.215 = 6.512100
②	2.940 * 2.215 = 6.512100	②	2.940 * 2.215 = 6.512100
③	2.940 * 2.215 = 6.512100	③	2.940 * 2.215 = 6.512100
④	1.470 * 0.145 = 0.213150	④	1.470 * 0.145 = 0.213150
⑤	1.470 * 0.145 = 0.213150	⑤	1.470 * 0.145 = 0.213150
⑥	1.470 * 2.505 = 3.682350		
合計	23.644950	合計	19.962600
建築面積	23.64	延床面積	19.96



番号	部屋名称	床面積 (A)	天井高	採光チェック (L) < 建法第28条1項、建令第19条3項 >		換気チェック (V) < 建法第28条2項 >		排煙チェック (S) < 建法第35条、建令第116条の2 >		消防法の無窓階チェック < 消防令第10条1項5号 >	
				必要面積 1/20	有効採光面積	必要面積 1/20	有効換気面積	必要面積 1/50	有効窓面積	必要面積 1/30	有効窓面積
①	男子トイレ	6.51	2.11	非居室		非居室		非居室			
②	多目的トイレ	6.51	2.11	非居室		非居室		非居室			
③	女子トイレ	6.51	2.11	非居室		非居室		非居室			

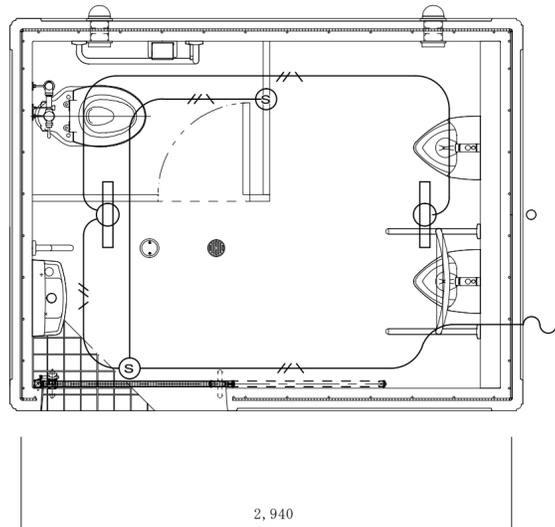


備考

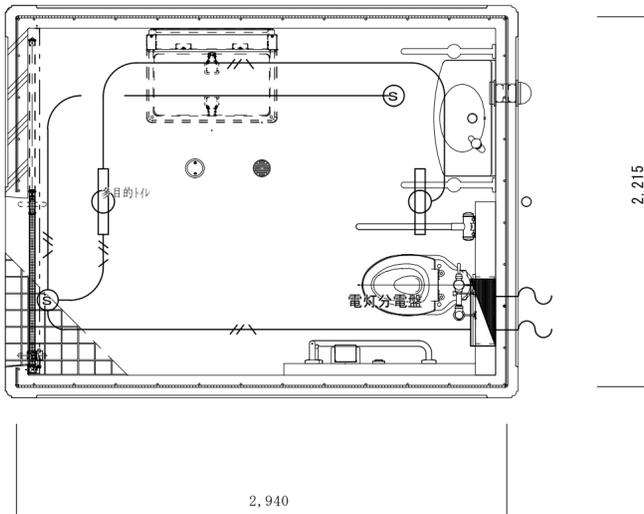
NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE	
Drawings Title	敷地求積図・建物求積図・法規チェック図	SCALE	A2:1/200 A3:1/240 A2:1/100 A3:1/120
設計担当者			
一級建築士 No.265708 出口基樹			
			A-12 原図:A2

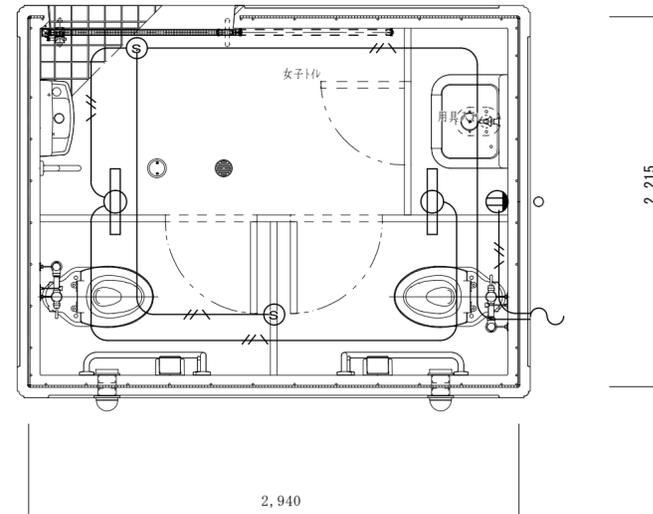
参 考



男子便所



多目的便所



女子便所

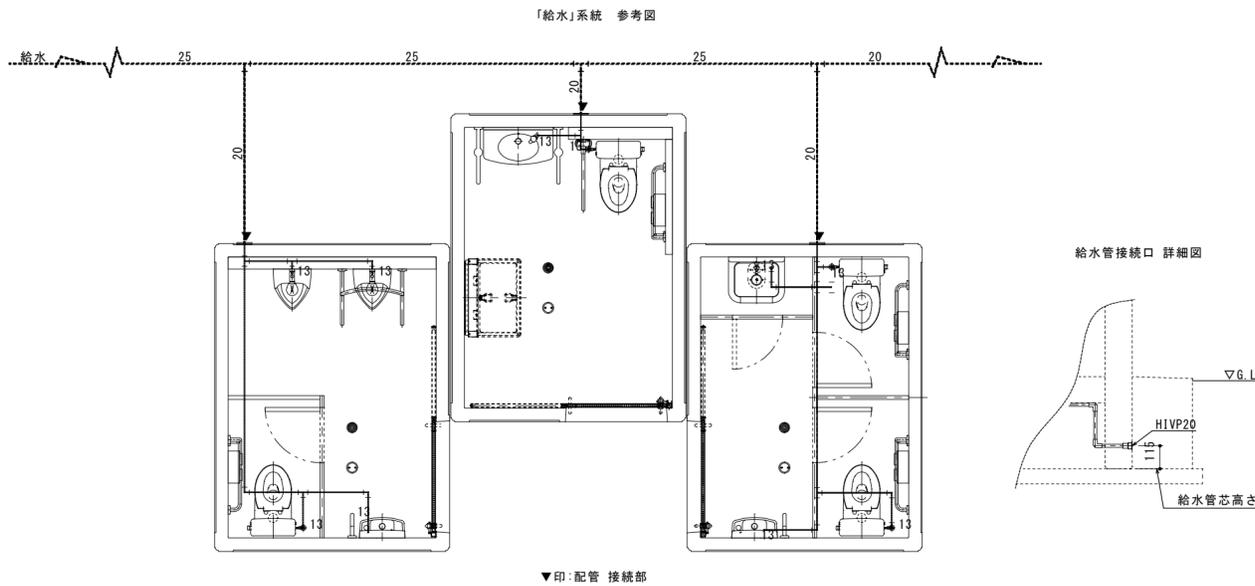
凡例

記号	名称	備考
	電灯分電盤	
	LED照明器具	参考型番：LEDB83901
	人感センサ	
	防水コンセント	2EET
	IV1.6 x 3 (PF16)	

備 考	

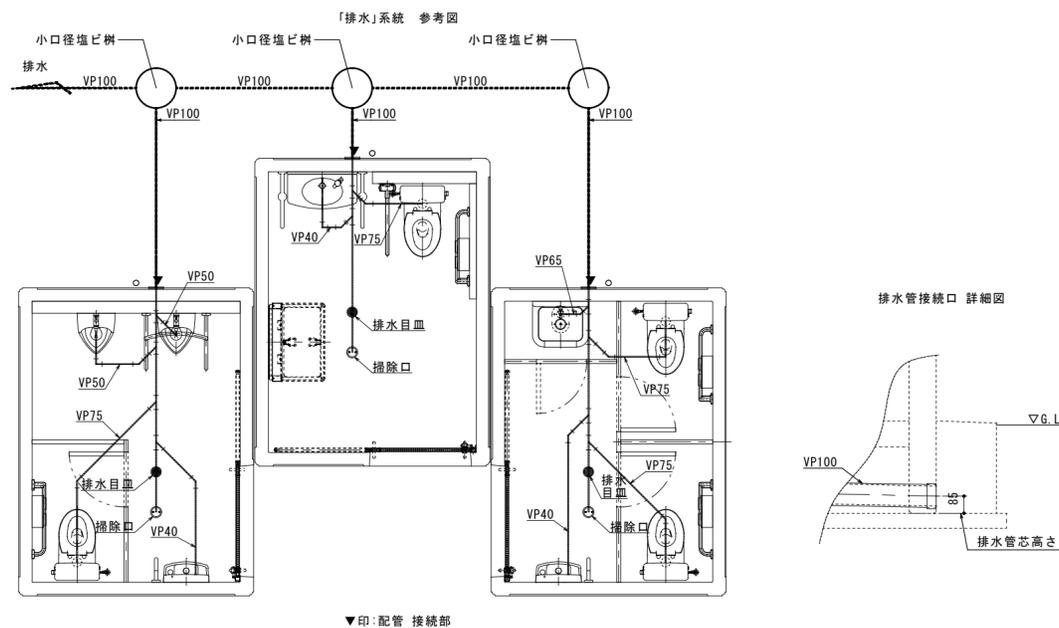
NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南衆便所新築工事	DATE
Drawing Title	【参考】RCユニット便所電気設備仕様	SCALE
Design Responsibility		A2:1/50 A3:1/70
Level		A-14
		原図:A2



部位	項目	仕様	員数
衛生器具	洋風便器	タンク密結形防露便器:CS597BS (TOTO) 防露式密結形固定式ロータンク:SH596BAYR (TOTO)	4
	紙巻器	YH701 (SUS製) (TOTO)	4
	小便器	床置小便器:UFH507CR (TOTO) フラッシュバルブ:TG600PN (TOTO)	2
	手洗器	コンパクト手洗器:LSK870APR (オートストップ水栓) (TOTO)	2
	洗面器	カウンター一体型洗面器:L270D (TOTO) オートストップ水栓:TL19AR (TOTO)	1
	掃除用洗し	バック付掃除用洗し(床排水):SK22A 横水栓:T23AE020C (TOTO)	1
	L型手すり	T112CL10 (TOTO)	4
	小便器用手すり	T112CU22 (TOTO)	1
	踏ね上げ手すり	T112HP7 (TOTO)	1
	洗面器用手すり	T112CP23 (TOTO) ※イゾーナー品 L=550, H=740	1
	手洗器用手すり	T112CD6 (TOTO)	2
	化粧鏡(男子)	YM3545FE (盗難防止形耐熱鏡) (TOTO)	1
	化粧鏡(女子)	YM3545FE (盗難防止形耐熱鏡) (TOTO)	1
	化粧鏡(多目的)	YM4560FE (盗難防止形耐熱鏡) (TOTO)	1
	ペビーシート	YKA25R (TOTO)	1

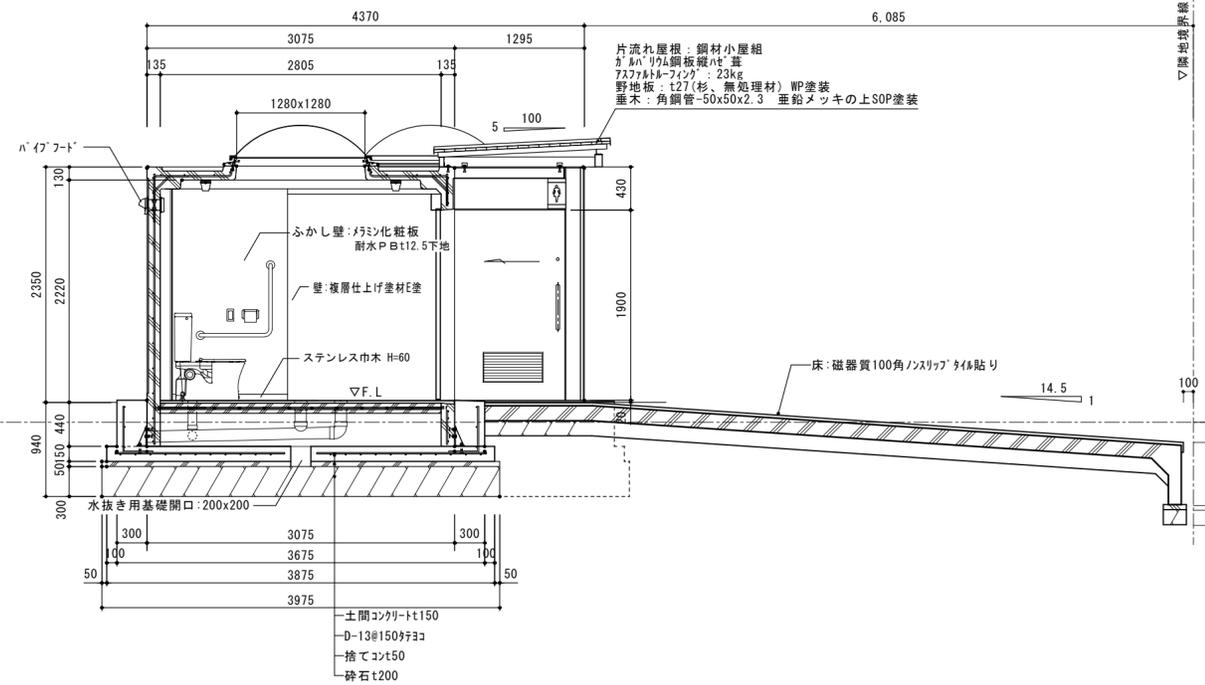
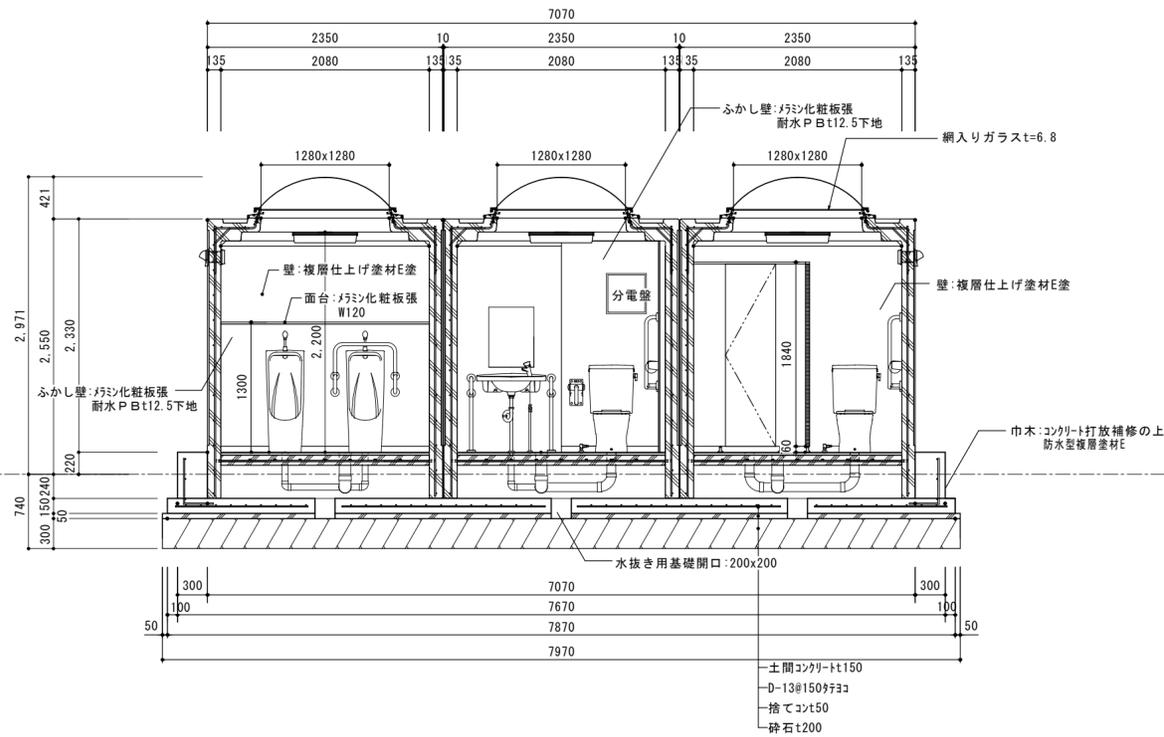
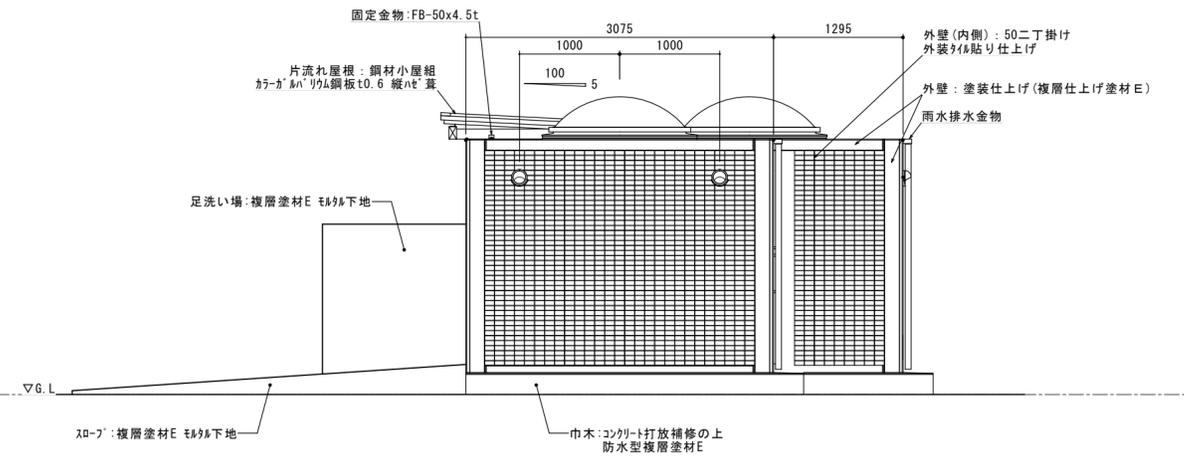
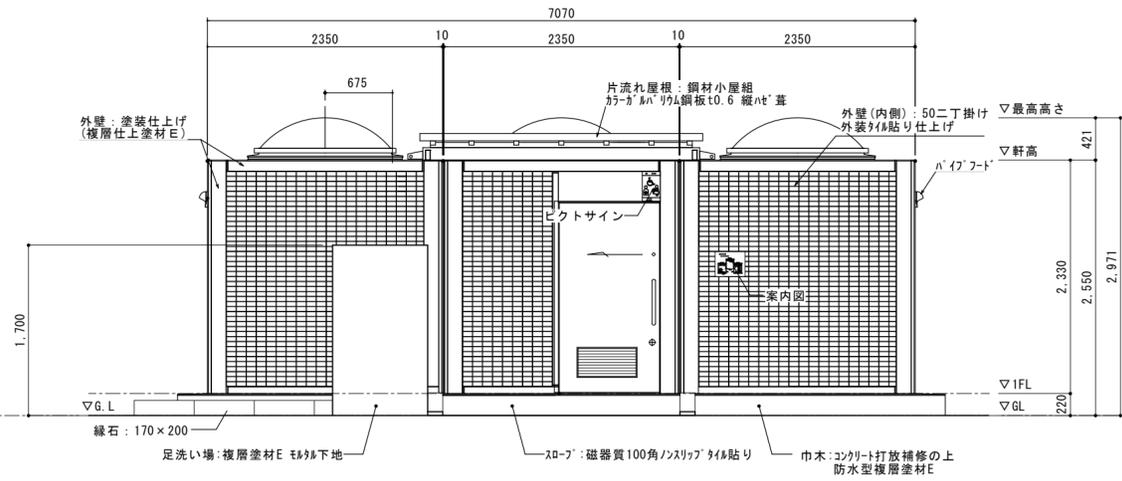
- 特記事項
- ・外壁の塗装色は、協議の上決定とする。
 - ・トイレ本体の鉄筋コンクリート躯体は、鋼製型枠による躯体一体成型品とする。
 - ・本製品は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (JIS A 5372) の認定を受けた J I S 工場の品質管理の下、製造された製品とする。
 - ・本製品は、(一社)日本公園施設業協会の賠償責任保険に加入した製品とする。
 - ・器具品番は参考とし、同等品以上とする。
 - ・屋内の器具及び配管はユニット工事、屋外配管及び本ユニットへの接続は機械設備工事とする。

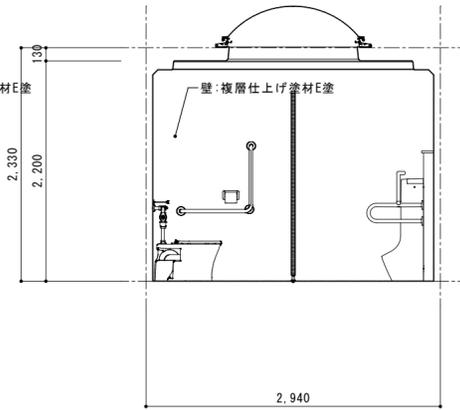
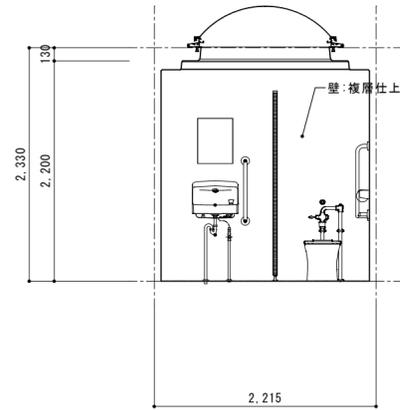
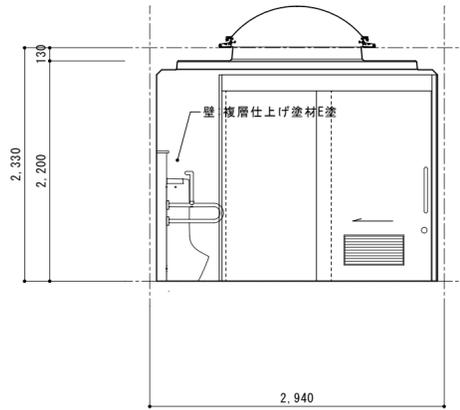
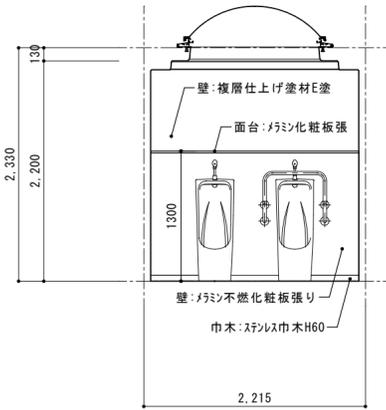


備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE
Drawings Title	【参考】RCユニット便所機械設備仕様	SCALE
設計担当者		A2:1/50 A3:1/70
一級建築士 No.265708 出口基樹		A-15 原図:A2





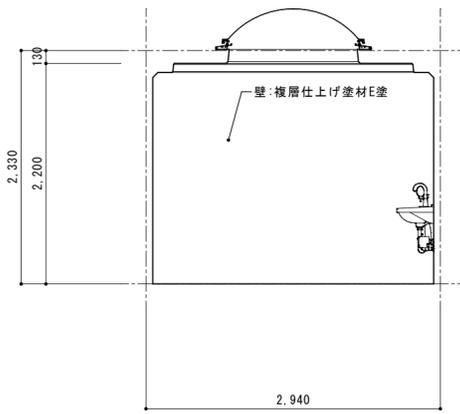
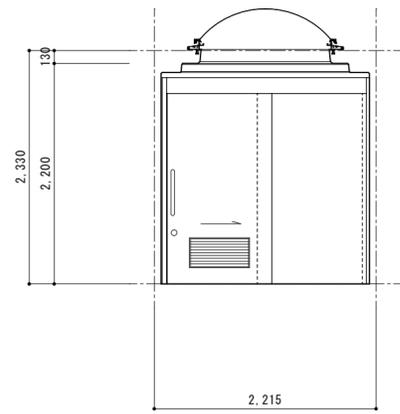
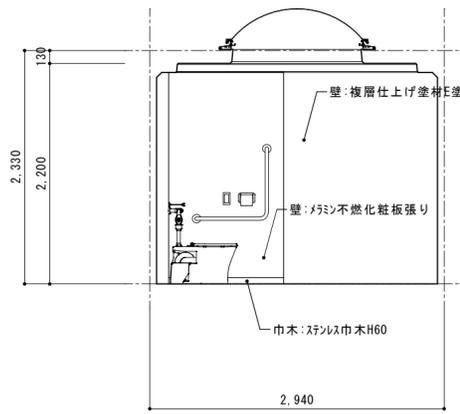
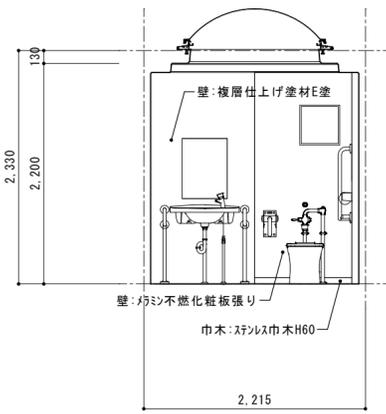
男子トイレ

A面

B面

C面

D面



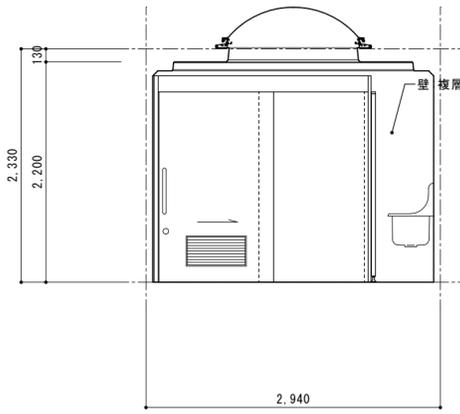
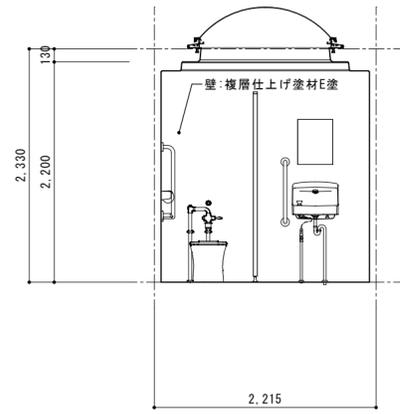
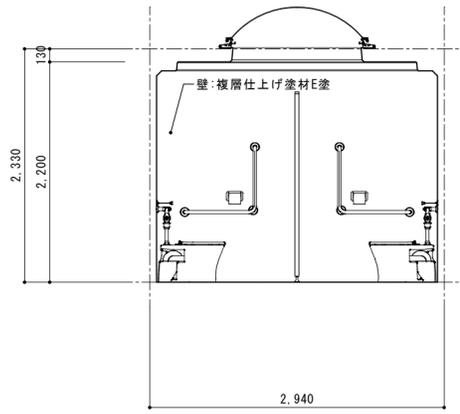
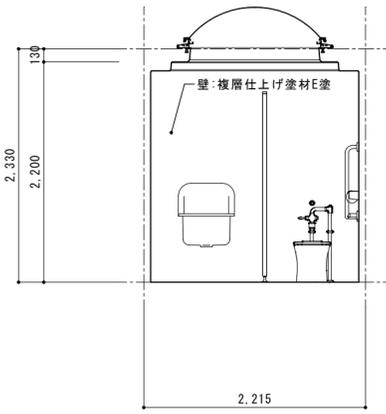
多目的トイレ

A面

B面

C面

D面



女子トイレ

A面

B面

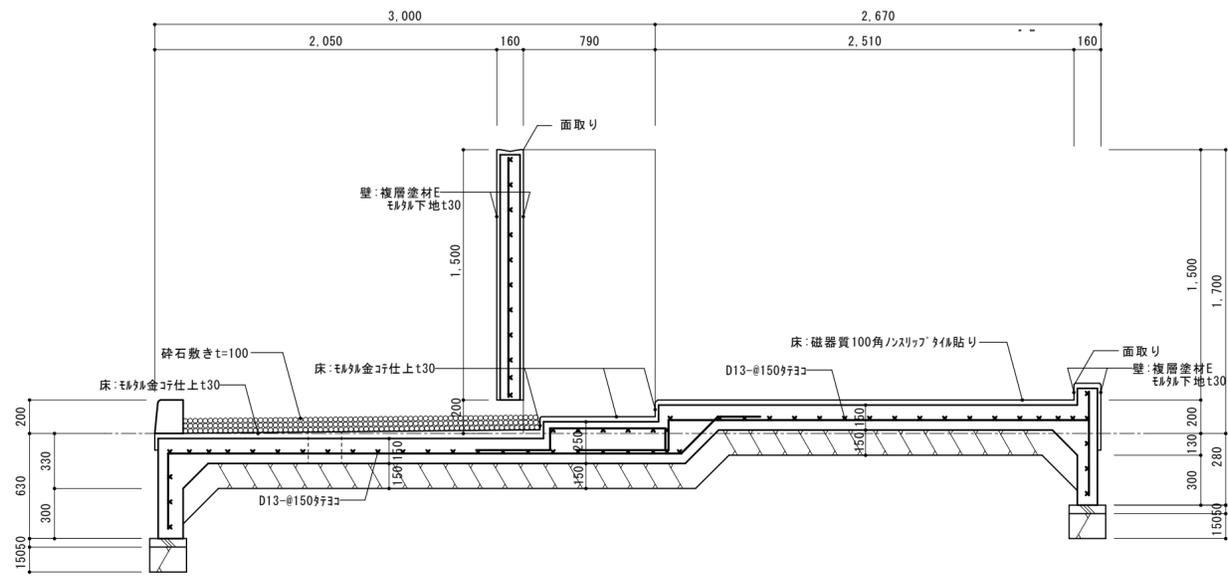
C面

D面

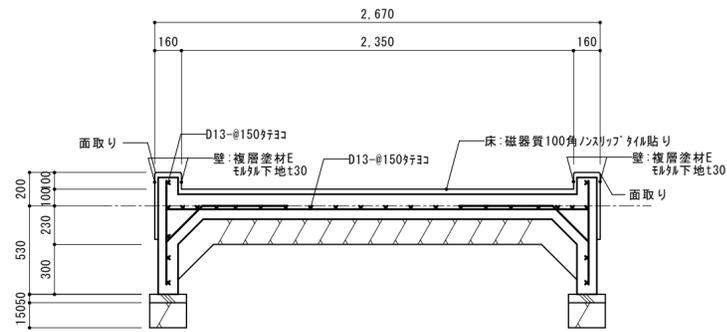
備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

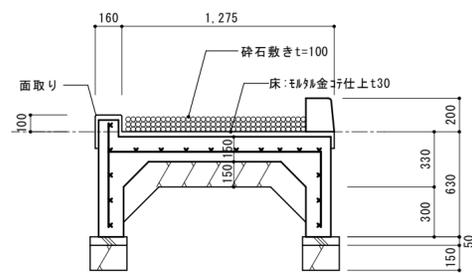
Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE
Drawing Title	展開図	SCALE
設計担当者		A2:1/50 A3:1/70
一級建築士 No.265708 出口基樹		A-17 原図:A2



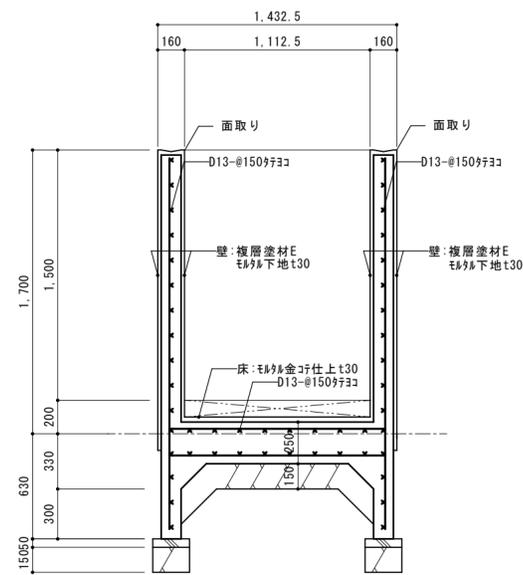
A-A' 断面詳細図 1:30



B-B' 断面詳細図 1:30



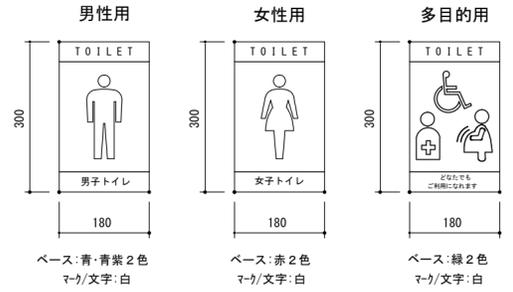
D-D' 断面詳細図 1:30



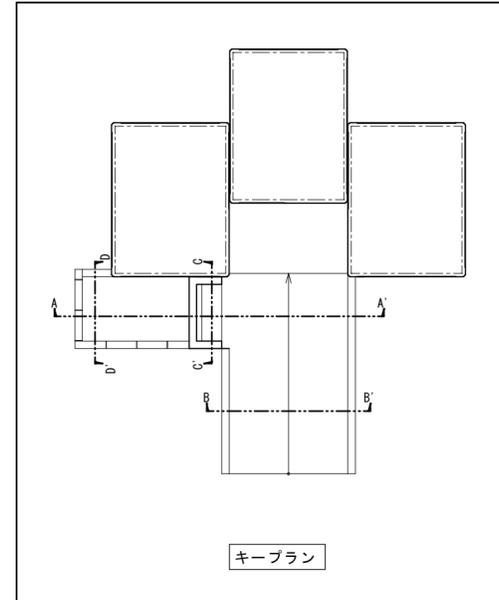
C-C' 断面詳細図 1:30

ピクトサイン詳細図

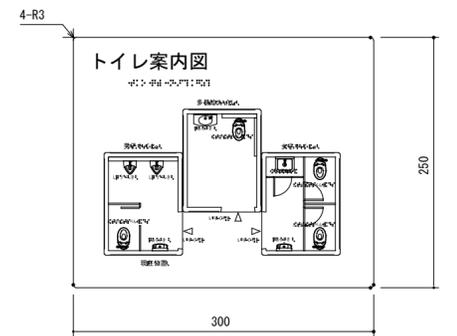
アルミ複合板-180x300x3.0
 絵柄: インクジェット印刷(UV7色貼り)
 両面テープ接着固定の上、コーキング処理により二重固定



※表示内容は、協議の上決定とします。



SUSプレート-300x250x1.5:H.L仕上げ
 凸表示: 透明樹脂点字シートUVフィルム貼り
 両面テープ接着固定の上、コーキング処理により二重固定



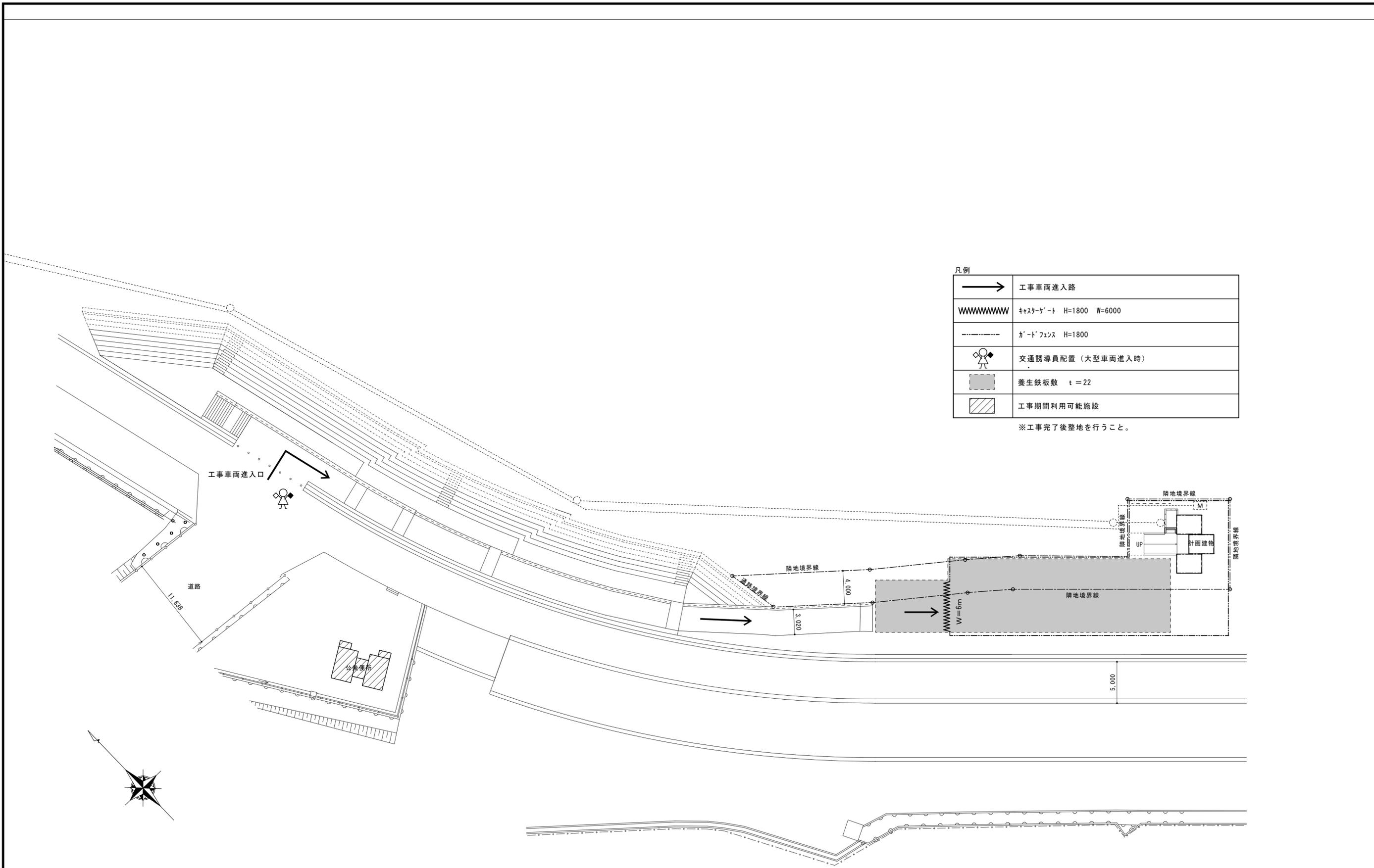
※表示内容は、協議の上決定とします。

備考

**NISSHIN
SEKKEI**
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE	
Drawings Title	雑詳細図	SCALE	A2:1/30 A3:1/42 A2:1/10 A3:1/12
Design Manager		Design Manager	
Architect		Architect	
Client		Client	
Other		Other	

A-19
原図:A2



凡例

→	工事車両進入口
~~~~~	キャストゲート H=1800 W=6000
-----	ガードフェンス H=1800
人	交通誘導員配置 (大型車両進入時)
■	養生鉄板敷 t=22
▨	工事期間利用可能施設

※工事完了後整地を行うこと。

備考	

**NISSHIN**  
**SEKKEI**  
**日新設計株式会社**  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事
Drawings Title	仮設計画図
Designator	
Level	
No.	
出口基樹	

DATE	
SCALE	A2:1/300 A3:1/420
A-20	原図:A2

# 構造設計標準仕様

適用は ■ 印を記入する。

## 1. 建築物の構造内容

- (1) 工事名称: 御殿場海岸南公衆便所新築工事  
建築場所: _____
- (2) 工事種別 新築 増築 増改築 改築
- (3) 構造種別  
木造 (W) 補強コンクリートブロック造 (CB) 鉄骨造 (S)  
鉄筋コンクリート造 (RC) 壁式鉄筋コンクリート造 (WRC)  
鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 (WPRC)  
プレキャスト鉄筋コンクリート造 (PRC)
- (4) 階数  
地下 0階 地上 1階 塔屋 0階
- (5) 主用途 便所
- (6) 屋上付属物  
広告塔 高架水槽 t 自家発電機 t  
煙突 t
- (7) 増築計画 有 ( ) 無
- (8) 付帯工事  
門扉 擁壁
- (9) 特別な荷重  
エレベータ 入乗 (ロープ式・マシンレス) リフト kN チェーンブロック (1t吊) kN  
倉庫積載床用 N/m² 受水槽 kN

## 2. 使用構造材料

(1) コンクリート 計画共用期間の級は (一般・標準・長期)

適用箇所	種類	設計基準強度 F _c =N/mm ²	構造体強度補正	品質基準強度 F _q =N/mm ²	スラブ cm	備考
捨コンクリート	普通	18			15.0	
躯体、基礎コンクリート	普通	30	30+S		18.0	
犬走コンクリート	普通	18			15.0	
合成スラブ	普通・軽量	24	24+S		18.0	
土間、立上コンクリート	普通・軽量	24			15.0	

※水セメント比は55%以下とする。

- (2) コンクリートブロック (CB)  
A種 B種 C種 厚100、120、150、190

(3) 鉄筋

種類	径	使用箇所	継手工法	備考
異形鉄筋	●SD295A	D16以下	壁、基礎	●重ね継手 (D16以下)
	□SD345	D19以上		□ガス圧接継手 (D19以上)
	□SD390	D32以上		□特殊継手 ( )
丸鋼	□SR235			
溶接金網	□			

(4) 鉄骨

種類	使用箇所	現場溶接	備考
●SS400 (□SM490B □SN400B)	母屋	●有 □無	
□BCR295 ●STKR400 □STK400	梁、前桁、後桁	□有 ●無	
□SN490B □SN490C		□有 □無	
□SSC400		□有 □無	
□STKR400		□有 □無	

- (5) ボルト  
高力ボルト 普通、F8T 特殊、S10T 認定品 MBLT-9018 (□M12、□M16、□M20、□M22)  
●中ボルト ●M12  
アンカーボルト φ=M16 (L=500mm、400mm)  
ナット (ダブル)

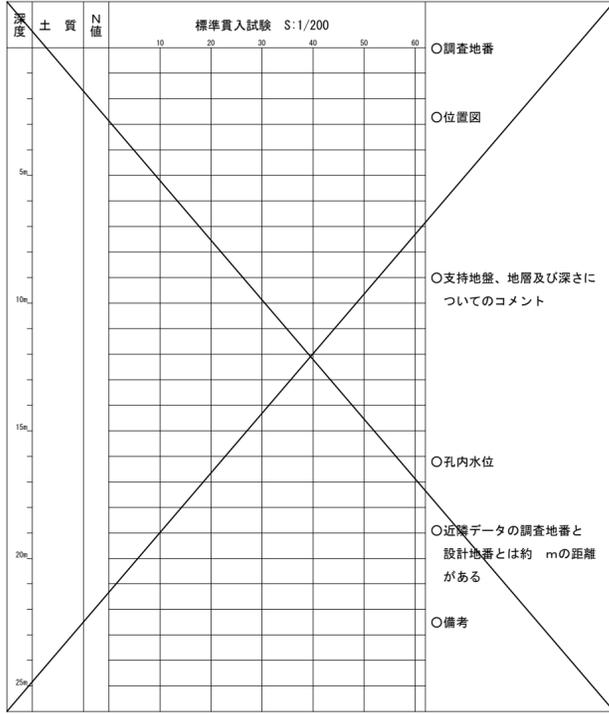
- (6) 屋根、床、壁 使用箇所
- |                                    |      |
|------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> ALC版      | 厚    |
| <input type="checkbox"/> 折版        | 型式 厚 |
| <input type="checkbox"/> デッキプレート   | 型式 厚 |
| <input type="checkbox"/> キーストンプレート | 型式 厚 |

(7) JIS規格

普通コンクリート	JIS A 5308	鋼材SS400	JIS G 3101	高力ボルト	JIS B 1186
軽量コンクリート	JIS A 5002	鋼材STK400	JIS G 3466	中ボルト	JIS B 1180
異形棒鋼	JIS G 3112	鋼材SN490C	JIS G 3136	アンカーボルト	JIS B 1178
丸鋼	JIS G 7103	鋼材SSC400	JIS G 3350	スタッドボルト	JIS B 1195
溶接金網	JIS G 3551			ALC版	JIS A 5614

## 3. 地盤

- (1) 地盤調査資料  
●有 (□敷地内 ●近隣) ●ボーリング調査 □圧密試験 □水平地盤耐力係数の測定  
□液状化判定 □現場透水試験 □土質試験  
□スウェーデン式サウンディング試験  
□有 □無
- (2) 地盤調査計画  
ボーリング調査 □静的貫入試験 □標準貫入試験 □水平地盤反力係数の測定  
土質調査 □物理探査 □平板載荷試験 □試験掘 (支持層の確認)
- (3) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある
- (4) ボーリング標準貫入値、土質構成 (基礎・杭の位置を明記すること)



## 4. 地業工事

- (1) 直接基礎 ■ベタ基礎 □布基礎 □独立基礎 試験掘 有 無  
□セメント系固化材攪拌地盤改良 (長期許容支持力 50kN/m²)

(2) 杭基礎 支持層一砂礫

杭種	材料	施工法	備考
□RC □PC	PC (□A種 □B種 □C種)	□打ち込み	
□PHC □H鋼	PHC (□A種 □B種 □C種)	□埋込み (セメントミルク工法)	
□鋼管 □摩擦杭	鋼材 □S S400 □ST K490	□プレボーリング拡大掘削工法 (ケムン工法等)	
□HC-TOP特厚			
□場所打ち	コンクリート F _c =	□オールケーシング □拡底杭	拡底杭 日本建築センター認定
コンクリート杭	スラブ cm	□リパースサーキュレーション	第 年 月 日
	セメント量 kg/m ³	□アースドリル □ミニアース	
	鉄筋主筋 SD	□BH □深礎 □手堀	
	Hoop SD	□機械壁	

- 杭仕様 施工計画書承認 杭施工結果報告書  
試験掘 (有 無) 本

杭径 (mm)	長期支持力 (kN)	杭の先端の深さ (m)	杭長 (m)	本数	特記事項

## 5. 鉄筋コンクリート工事

- (1) コンクリート  
●コンクリートは JIS 認定工場の製品とし施工に関しては JASS5 (最新版) による  
□耐久設計基準強度 F_d □一般 □標準 □長期  
●セメントは、JIS R5210 の普通ポルトランドセメントを標準とする。  
●調査計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。  
●寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調査、打ち込み、養生、監理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。  
●フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で (財) 国土開発技術研究センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真 (カラー) を保管し承認を得る。  
●測定検査の回数は、通常の場合、一日一回以上とし、一回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。  
●構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体 (JAASST-603) は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み区ごと、打ち込み日ごととする。  
また、打ち込み量が150m³をこえる場合は150m³ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、一回当たり6本以上とし、そのうち4適用に3本を用いる。  
●ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は120分、25℃以上の場合は90分以内とする。

- (2) 鉄筋  
●鉄筋は JIS G 3112 の規格品を標準とする。  
□高度せん断補強筋は、JIS G 3137 に規定される D 種 1 号適合品とする。  
●鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1) (2)」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準 (1) (2)」による。  
●D19未満は、すべて重ね継手とする。継手 (D19以上) をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。  
□ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと (200箇所を超えるときは、200箇所ごと) に一回行い、一回の試験は5本以上とする。外観検査 有 無、引張試験 有 無、超音波探傷試験 有 無  
□柱の帯筋 (HOOP) の加工方法は、□H型 (タガ型) □W型 (溶接型) □S型 (スパイラル型) とする。  
●コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第4条の試験機関で行なうこと。  
試験機関名 工事監理者による指定の業者  
代行業者名 工事監理者による指定の業者  
代行業者名とは、試験、検査に伴う業務を代行する者をいう。

- (3) 型枠  
●材料 合板厚 12mm を標準とする。 ●施工は JASS5 による。  
●コンクリート型枠用合板の日本農林規格とする。  
●型枠存置期間

種類 部位	せき板				支柱		
	基礎、はり側、柱、壁	スラブ下		はり下			
セメントの種類 存置期間平均気温	単強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントのB種	単強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントのB種	
	混合セメントのA種	混合セメントのA種		混合セメントのA種			
	コンクリート	15℃以上	2	3	5	8	17
	5℃~15℃	3	5	7	12	25	28
	5℃未満	5	8	10	15	28	
コンクリートの圧縮強度	5 N/mm ² 以上			設計基準強度の85%以上又は、12N/mm ² 以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力について構造計算により安全であることが確認されるまで。		100% かつ左記同様	

- 注) 1 片持ばり、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。  
注) 2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。  
注) 3 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。  
注) 4 盛りかえ後の支柱頭部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。  
注) 5 支柱の盛りかえは、小ばりが終わってから、スラブを行なう。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。

## 6. 鉄骨工事

- (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による  
● 公共建築協会「建築鉄骨設計基準及び同解説」  
● 日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」  
□ 鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」
- (2) 工事監理者の承認を必要とするもの  
●製作工場 ●製作要領書 ●工作図 ●施工計画書  
●建設省告示第1103号による認定工場 (大臣認定 Jグレード以上)  
□材料規格証明書または試験成績書  
□鋼材 □高力ボルト □特殊ボルト □スタッドボルト  
□社内検査表 □
- (3) 工事監理者が行なう検査項目  
(●印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること)  
□原寸検査 □組立・開先検査 □製品検査  
□建方検査 □
- (4) 接合部の溶接は下記によること  
● 公共建築協会「建築鉄骨設計基準及び同解説」  
● 日本建築学会「溶接工作標準、同解説 I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII、IX」  
□ 東京都アーク溶接工事管理規程 (建築構造設計指針第12章)  
□ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱 (建築構造設計指針第12章)
- (5) 接合部の検査  
□ 溶接部の検査 (検査結果は後日工事監理者に報告すること)

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数			備考
		社内	第三者	工事監理者	
□突合せ溶接部	超音波探傷試験	100%	A00L4% 部6水準		
□	外観 (目視) 検査	100%	全数		
□	マクロ試験・その他				
第三者検査機関名	工事監理者による指定の業者				
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受け入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。					

- 注) 現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行なうこと。  
□高力ボルトは「JIS B 1186の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを産金外径2倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態であること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらかさが50S以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。  
□高力ボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。また、締付けは原則として2度締めとする。  
締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行なわれているか検査する。

- (6) 防錆塗料  
●防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、JIS K5674 1種、2回塗りを標準とする。  
●屋外に露出する鉄骨部分の錆止めペイントは、JIS K5622、2回塗りを標準とする。  
●現場における高力ボルト接合部及び接合部の赤地調整は入念に行い、塗装は工事塗装と同じ錆止めペイントを使用し2回塗とする。

- (6) 耐火被覆材の材料  
□吹付けロックウール (半乾式)  
□吹付けロックウール (湿式)  
□けい酸カルシウム耐火被覆板

## 7. 設備関係

- 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。  
●設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。  
●床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし、管の間隔を5cm以上とする。

## 8. その他

- 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。  
●各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。  
●必要に応じて記録写真を撮り、保管すること

備考	備考	備考	備考	備考	備考

Job Title 御殿場海岸南公衆便所新築工事		DATE	
		SCALE No Scale	
Drawing Title 構造設計標準仕様図		設計担当者	
一級建築士 No.265708 出口基樹			
NISSHIN SEKKEI 目新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹		S-01 原図:A2	

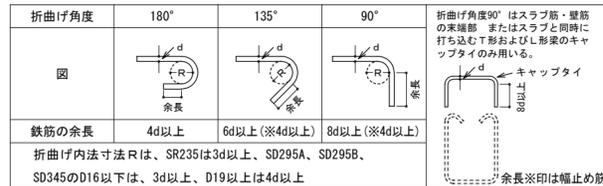
# 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)

## 1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。  
 (2) 記号  
 d...異形棒鋼の呼び名に用いた数値 丸鋼では径 D...部材の成 R...直径  
 @...間隔 r...半径 c...中心線 Lo...部材間の内法距離 ho...部材間の内法高さ  
 ST...あばら筋 HOOP...帯筋 S.HOOP...補強帯筋 φ...直径又は丸鋼
- | 鉄筋表示記号 | ○     | ×   | ◇   | ●   | ◎   | ⊗   | ⊙       |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 鉄筋径    | 丸鋼 9φ | 13φ | 16φ | 19φ | 22φ | 25φ | 28φ 32φ |
- 上表の鉄筋表示記号は、この配筋標準図には適用しない。

## 2. 鉄筋加工、かぶり

### (1) 鉄筋末端部の折曲げの形状



### (2) 鉄筋中間部の折曲げの形状 鉄筋の折曲げ角度90°以下

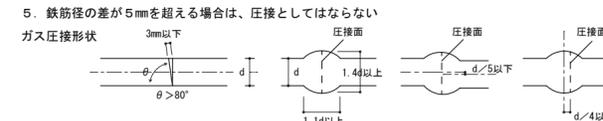
図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内の寸法(R)
	帯筋	SR235、SD295A	16φ、D16以下	3d以上
	あばら筋 スパイラル筋	SD295B、SD345	19φ、D19以下	4d以上
	上記以外の鉄筋	SR235、SD295A SD295B、SD345	19φ~25φ、D19~D25 28φ~32φ、D29~D38	6d以上 8d以上

### (3) 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲 (N/mm ² )			定着の長さ			特別の定着及び重ね継手の長さ (L ₁ )
	21	22.5	24	一般 (L _a )	下端筋 (L _o )	小梁	
SR235	21	22.5	24	35dフックつき	25dフックつき	15cmフックつき	35dフックつき
SD295A SD295B SD345	21	22.5	24	35dまたは25dフックつき	25dまたは15dフックつき	25dかつ15cm以上	45dフックつき

### 継手

1. 末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない
2. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
3. 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする
4. D19以上の異形鉄筋は、原則として重ね継手としてはならない
5. 鉄筋径の差が5mmを超える場合は、圧接としてはならない



### (4) かぶり厚さ (単位: mm)

ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり、厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。



部 位	設計かぶり厚さ (mm)	最小かぶり厚さ (mm)	
		土に接しない部分	土に接する部分
屋根スラブ	30	30	30(20)
床スラブ	40 ⁽¹⁾	40 ⁽¹⁾	30(20)
非耐力壁	40	40	30
柱	50 ⁽²⁾	40 ⁽¹⁾	30
耐力壁	50 ⁽²⁾	40 ⁽¹⁾	30
擁壁・耐力スラブ	50 ⁽³⁾	40	
柱・はり・床スラブ・耐力壁	50	40 ⁽⁴⁾	
基礎・擁壁・耐力スラブ	70	60 ⁽⁴⁾	

- [注] (1) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて30mmとすることができる  
 (2) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる  
 (3) コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる  
 (4) 軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする  
 (5) ( )内は仕上げがある場合

## (5) 鉄筋のあき

丸鋼では形、異形棒鋼では呼び名に用いた数値1.5d以上  
 粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25以上

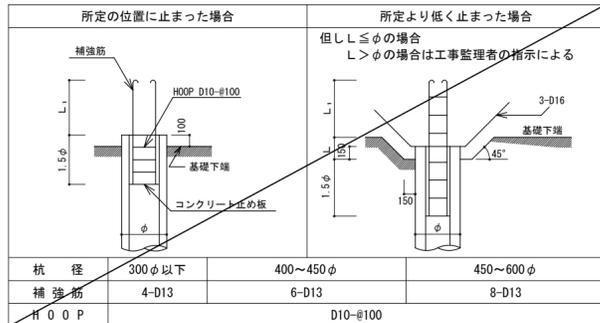


## (6) 鉄筋のフック

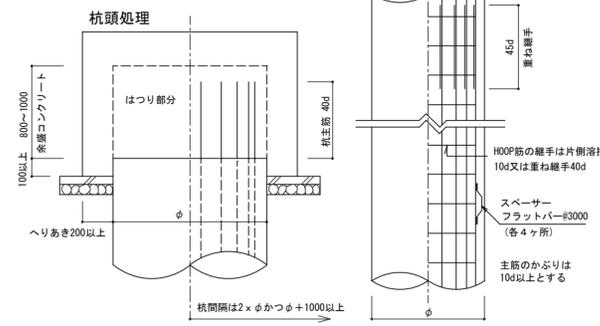
- a. 丸鋼 b. あばら筋、帯筋、幅止め筋 c. 煙突の鉄筋  
 d. 柱、梁 (基礎梁は除く) の出すみ部分の鉄筋 (右図参照)  
 e. 単純梁の下端筋  
 f. その他、本配筋標準に記載する箇所

## 3. 杭

### (1) PC杭、又はPHC杭の全てに補強を行なう

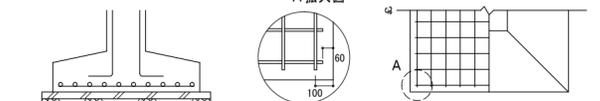


### (2) 場所打ちコンクリート杭

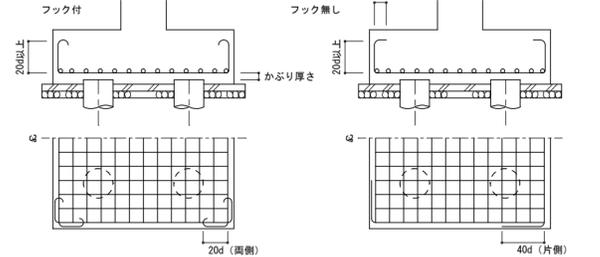


## 4. 基礎

### (1) 直接基礎



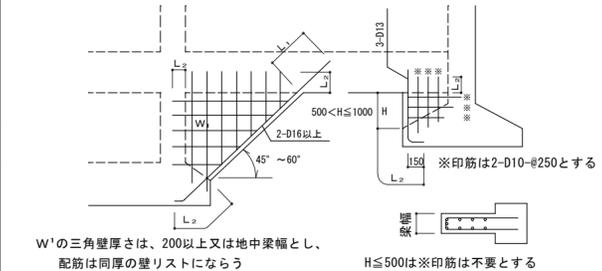
### (2) 杭基礎



## (3) ベタ基礎

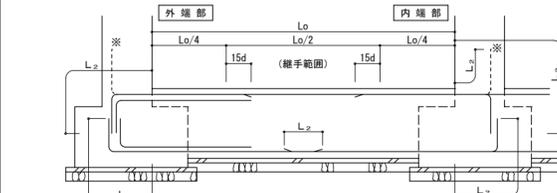


## (4) 基礎接合部の補強

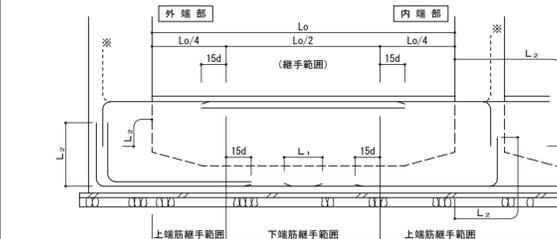


## 5. 地中梁

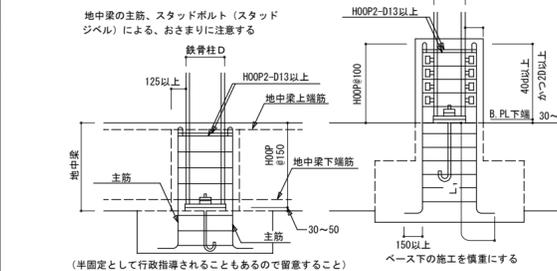
### (1) 独立基礎、杭基礎の場合 (定着、継手)



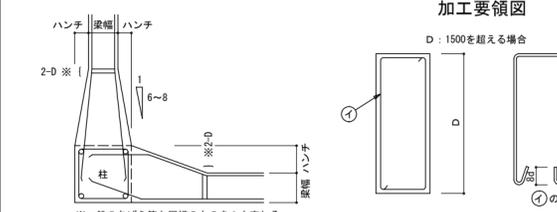
### (2) 布基礎、べた基礎の場合 (定着、継手)



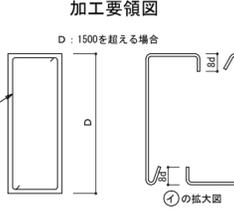
### (3) 小規模鉄骨造の柱脚固定の配筋



### (4) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領

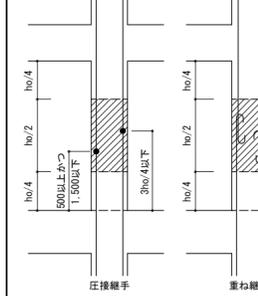


### (5) せいの高い梁のあばら筋加工要領図

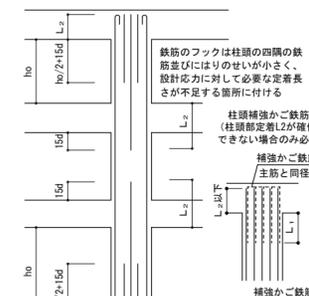


## 6. 柱

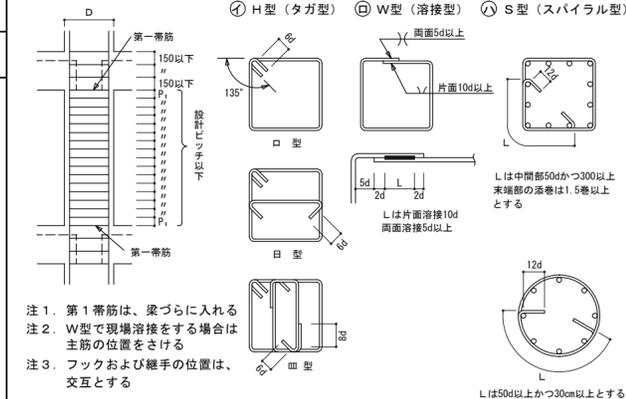
### (1) 柱主筋の継手



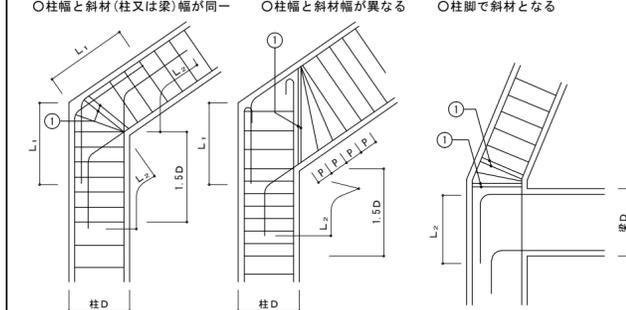
### (2) 柱主筋の定着



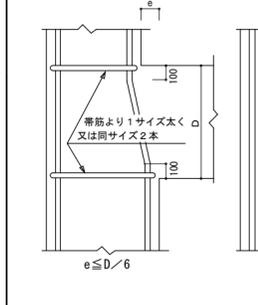
### (3) 帯筋



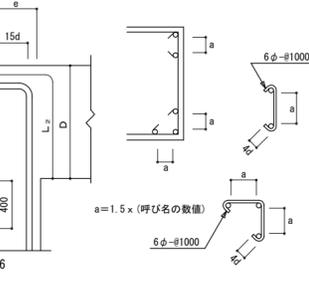
### (4) 斜め柱・斜め梁



### (5) 絞り



### (6) 二段筋の保持



備	
考	

**NISSHIN SEKKEI**  
**目新設計株式会社**  
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE	
Drawing Title	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)	SCALE	No Scale
設計担当者			
一級建築士 No.265708 出口基樹			S-02 原図:A2

# 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)

## 7. 大梁、小梁、片持梁

(1) 定着

① 大梁

② 小梁の定着

③ 片持梁の定着

(2) 大梁主筋の継手

(3) あばら筋、腹筋、幅止め筋の配置

(4) あばら筋の型

(5) 幅止め筋の本数、加工

腹筋	D < 600	不要
幅止め筋	600 ≤ D < 900	2-D10 1段
	900 ≤ D < 1200	4-D10 2段
	1200 ≤ D < 1500	6-D10 3段
幅止め筋	D10 @ 1000以内で割り付ける	

## 8. 床版

(1) 定着および継手

① 片持床スラブ

② 一般床スラブ

(2) 屋根スラブの補強

(3) 片持ちスラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径500程度の場合)

床版厚さD	周囲	斜め
D ≤ 150	各2-D13	各1-D13
150 < D ≤ 200	各2-D13	各2-D13
200 < D ≤ 300	各2-D19	各2-D16

(5) 床版段差

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

② 金場

(7) 打継ぎ補強 (ダマ穴打継面について)

- 設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ2L以上
- 無筋部分D10-@200 長さ800以上

## 9. 壁

(1) 定着

① 梁に

② 柱に (平面図)

③ 床に (非耐力壁とスラブが取り合う場合)

④ 壁と壁 (平面図)

(2) スリット部 (設計図に記入のあるとき)

(3) 手摺、パラペット

(4) コンクリートブロック帳壁

## 10. 柱、梁増打コンクリート補強

(1) 柱 (70 ≤ a ≤ 200の場合に適用)

① 梁に

## (2) 梁 (70 ≤ a ≤ 200の場合に適用)

- 補強筋は、梁主筋の1段階径 (D16以上) とする。
- あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする。
- 腹筋D10ピッチは、梁の腹筋と合せる。
- B ≤ 350の場合 補強筋 2-D16
- B > 350の場合 補強筋 3-D16
- 梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。
- ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

## 11. 梁貫通孔補強

(1) 設置可能範囲

(2) 鉄筋標準配筋

80 ≤ φ ≤ 100	100 ≤ φ ≤ 150	150 ≤ φ ≤ 250
斜筋 2-(2-D13)	斜筋 4-(2-D13)	斜筋 4-(2-D16)
縦筋 2-(2-D13)	縦筋 2-(2-D13)	縦筋 4-(2-D13)
	横筋 2-(2-D13)	横筋 2-(2-D13)
	上下縦筋 2-(2-D13)	上下縦筋 3-(2-D13)

## (2) 鉄筋標準配筋

(3) 既製品 (使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと)

リング型 □パイプ型 □金網型 □プレート型

(4) 増築予定 (将来増築予定のコンクリート増打部分は、増築時の鉄筋継手工法を考慮して設置する)

## 12. 増築予定

(1) 柱、梁

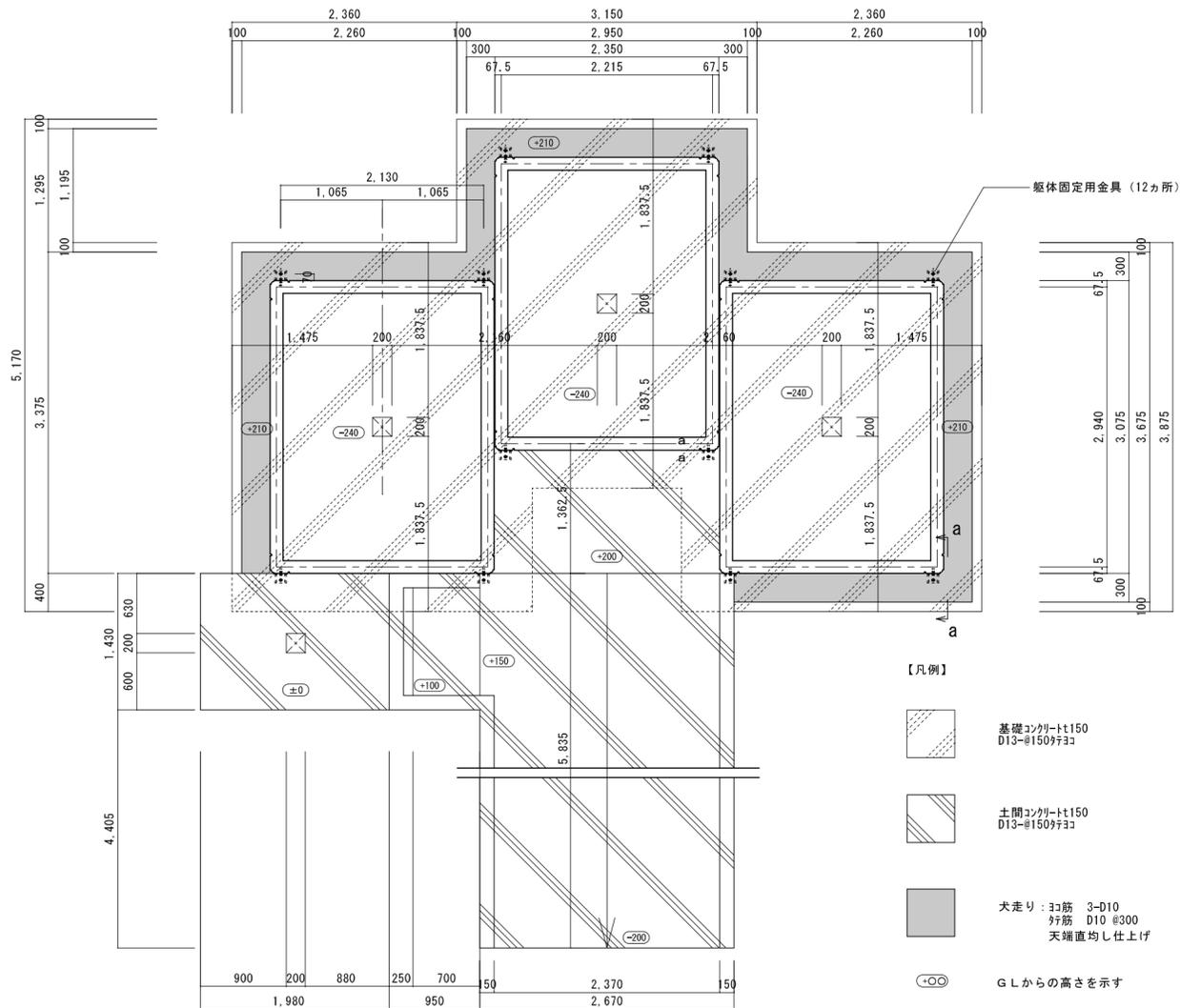
(2) 地中梁

(3) 床版、壁

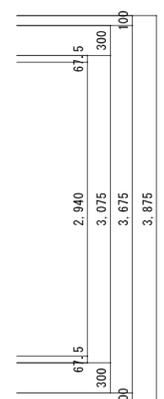
備考

NISSHIN  
SEKKEI  
日新設計株式会社  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title 御殿場海岸南公衆便所新築工事  
Drawing Title 鉄筋コンクリート配筋標準図 (2)  
設計担当者  
S-03  
原因:A2



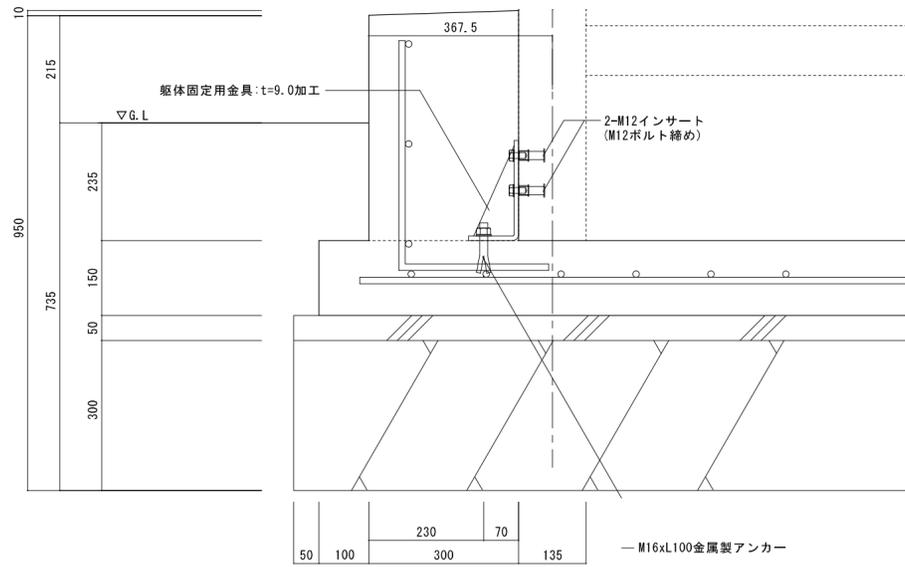
躯体固定用金具 (12ヶ所)



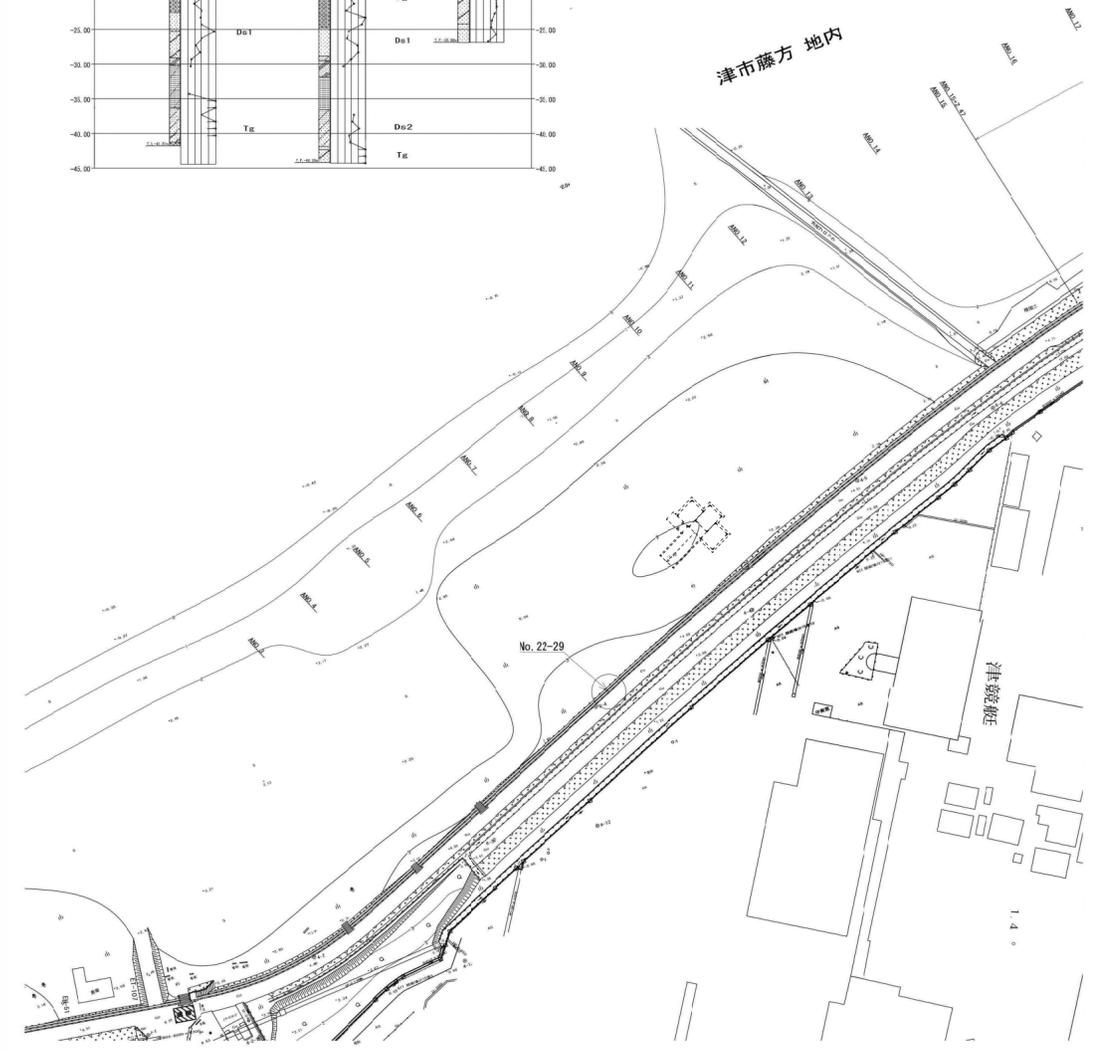
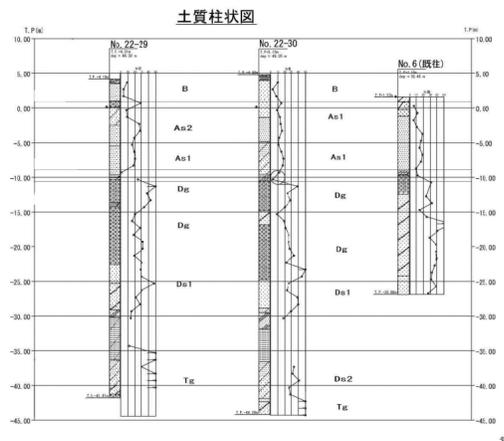
【凡例】

- 基礎コンクリート t150  
D13-@150行筋
- 土間コンクリート t150  
D13-@150行筋
- 犬走り : 珞筋 3-D10  
行筋 D10 @300  
天端直均し仕上げ
- G.L.からの高さを示す
- 水抜き用基礎開口 200×200 (4ヶ所)

基礎伏図 S:1/50



a-a断面詳細図 S:1/10

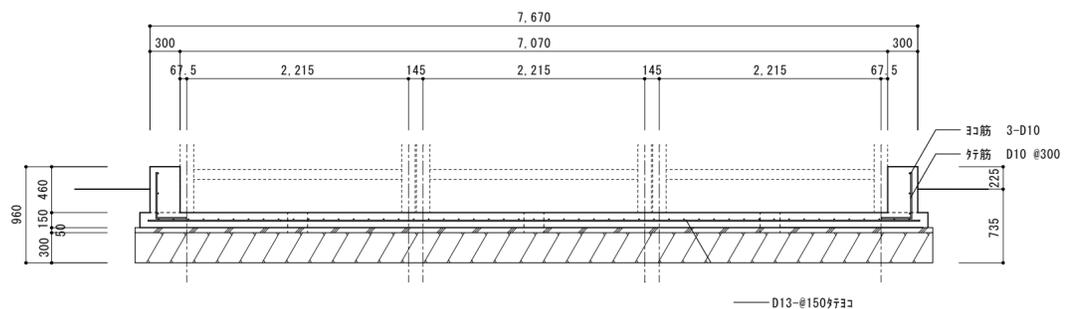


備考	

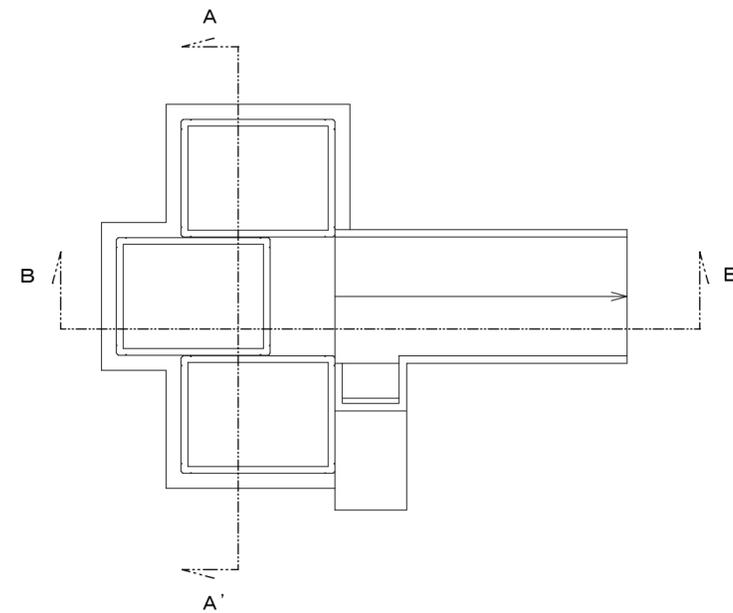
**NISSHIN**  
**SEKKEI**  
**日新設計株式会社**  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事
Drawing Title	基礎伏図、断面詳細図、土質柱状図
Design Responsibility	設計担当者
Level	一級建築士 No. 265708 出口基樹

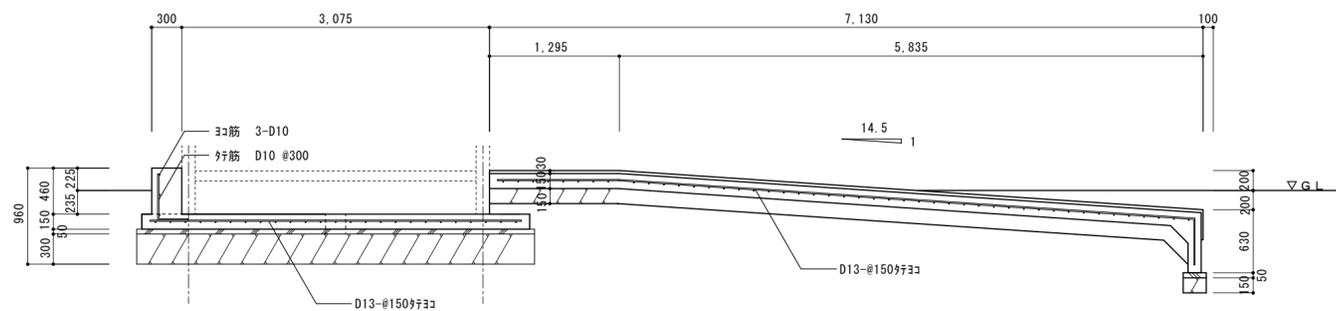
DATE	
SCALE	A2:1/50 A3:1/70 A2:1/10 A3:1/14
S-04	原図 A2



基礎配筋 A-A' 断面図 S:1/50



基礎配筋 B-B' 断面図 S:1/50

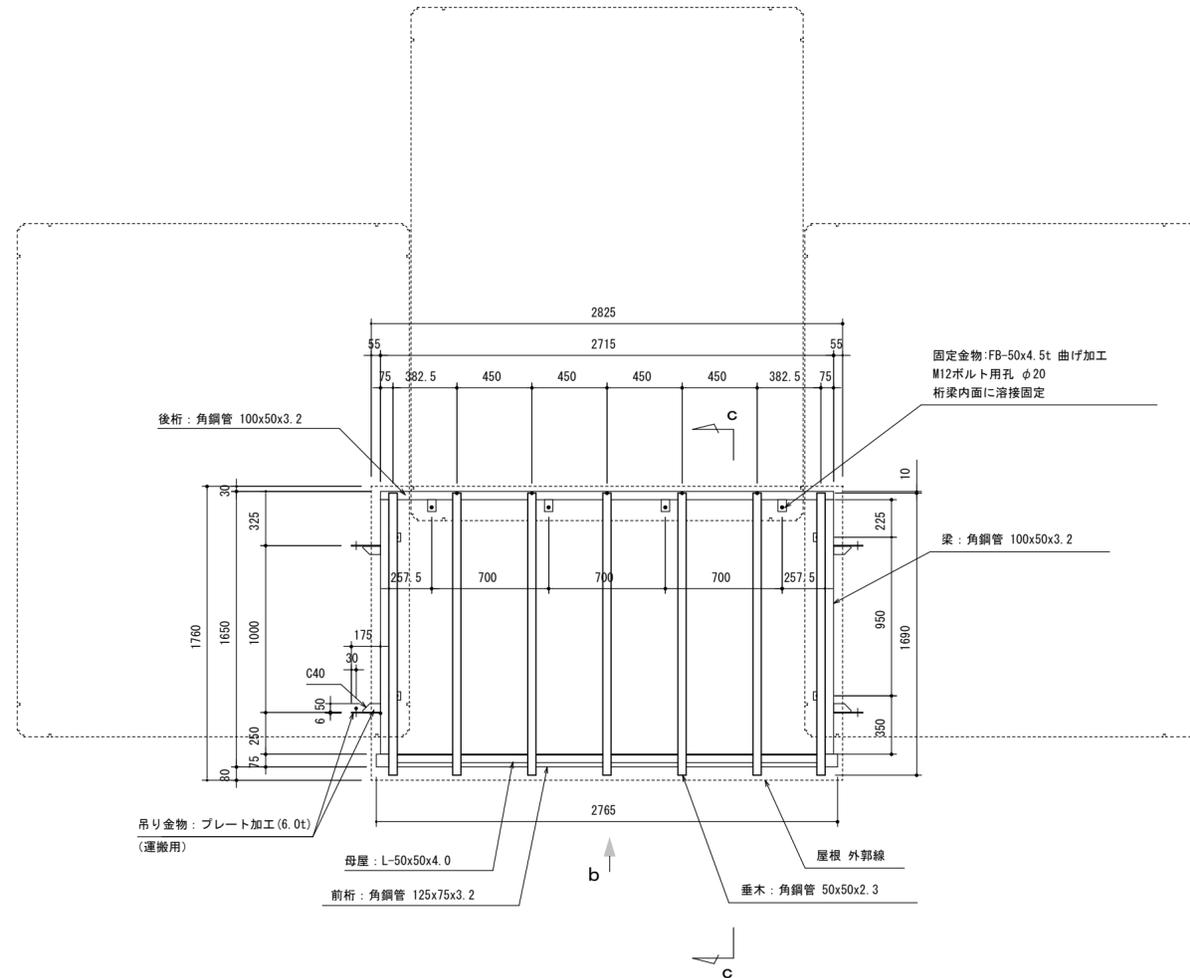


基礎配筋 B-B' 断面図 S:1/50

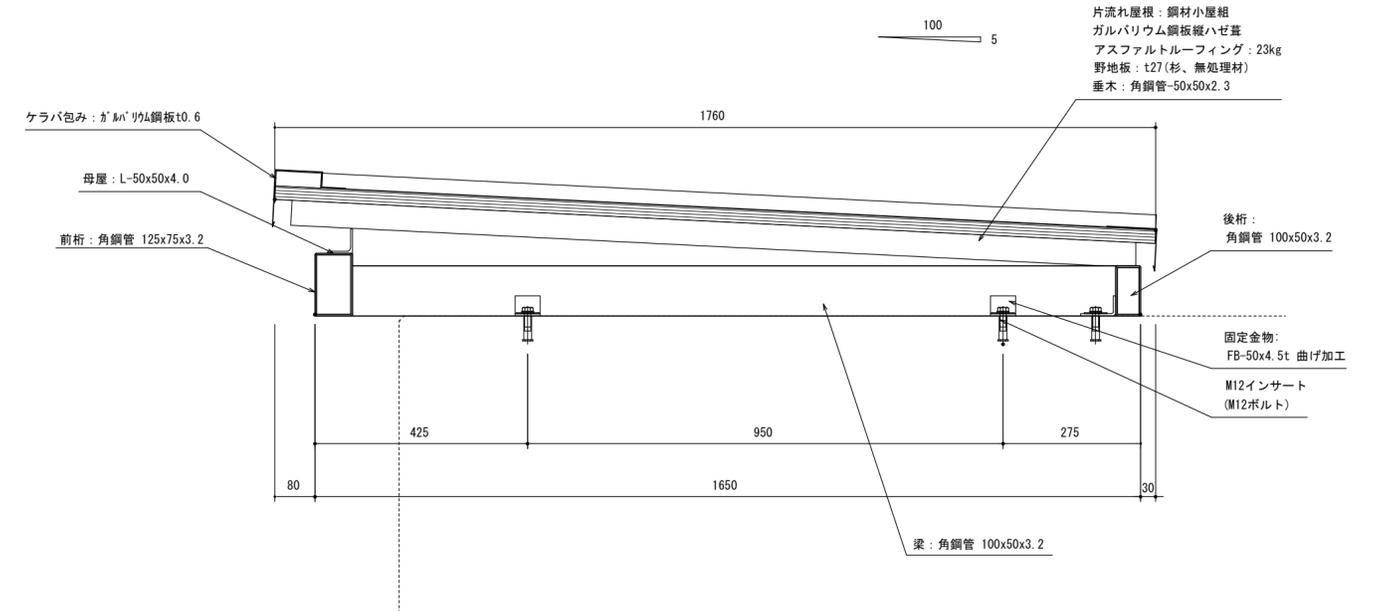
備 考	

**NISSHIN  
SEKKEI**  
 日新設計株式会社  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

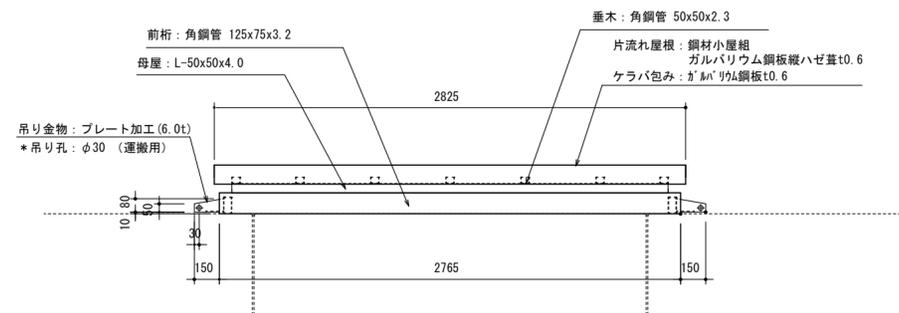
Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE	
Drawing Title	基礎配筋断面図	SCALE	A2:1/50 A3:1/70
Designator	設計担当者		
Level	一級建築士 No.265708 出口基樹		S-05 原図:A2



小屋伏図 1:30



c-c断面図 1:10



b矢視図 1:30

部材リスト(全て工場溶接、溶融亜鉛メッキ仕上)		
部材名称	部材断面	鋼材種別
前桁	□-125x75x3.2	STKR400
後桁	□-100x50x3.2	STKR400
梁	□-100x50x3.2	STKR400
母屋	L-50x50x4.0	SS400
垂木	□-50x50x2.3	STKR400

鉄骨見えがかり部分は全てSOP塗装とする

備 考	

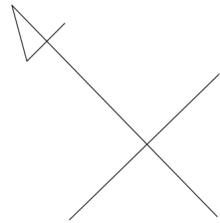
**NISSHIN  
SEKKEI**  
 日新設計株式会社  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE
Drawing Title	小屋伏図	SCALE
		A2:1/30 A3:1/42 A2:1/10 A3:1/12
設計担当者		S-06 原図:A2
一級建築士 No.265708 出口基樹		

<p>電気設備工事特記仕様書</p> <p>Ⅰ. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 <u>御殿場海岸南衆便所新築工事</u></p> <p>2. 工事場所 <u>津市 藤方 地内</u></p> <p>3. 建物概要 <u>RC造 平屋建 延べ面積19.96㎡ 用途区分 15項</u></p> <hr/> <p>用途区分は消防法施行令別表第一による表記</p> <p>4. 工事種目 下記において●印を付した工事を対象とする。  ・電力設備 ・受変電設備 ・電力貯蔵設備 ・発電設備  ・通信・情報設備 ・中央監視制御設備 ・医療関係設備  ●構内配電線路 ・構内通信線路 ・その他</p> <p>Ⅱ. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。  ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版)  「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版)  「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版)  ・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）  ・電気工業の業務の適正化に関する法律  ・電気工事士法  ・労働安全衛生法  ・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）  ・電力会社供給約款  ・その他関連法令、関連諸基準</p> <p>Ⅲ. 特記仕様</p> <p>1. 一般共通事項 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 一般事項  (1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。  (2) 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。  なお、設計図書のとりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。  (3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>2. 足場 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>足場（つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。  1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者  2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者  3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p> <p>3. 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。  なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>4. 電気工作物の種類  ・一般電気工作物 ・自家用電気工作物</p> <p>5. 電気工事士 電気工事法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。</p> <p>6. 電気工業の業務の適正化に関する法律 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>7. 電気保安技術者 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。  なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。</p>	<p>8. 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。  チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p> <p>9. 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。  ① 各種盤据付 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） 基礎寸法 水平垂直 ② 配管・配線工事 支持間隔 ③ スイッチ類の取付高さ</p> <p>10. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等提出する。  また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。</p> <p>11. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。  なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。  ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。  ② 工程別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。  ③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。  ④ 耐震計算書</p> <p>12. 機材等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。  ① 機器詳細図 ② 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。</p> <p>13. 工事写真 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影すること。  なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。</p> <p>14. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。  (1) 施工可能日  ・指定なし  ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）  ・指定あり  指定日（・施設休業日 ・打ち合わせ ・その他（ ））  (2) 施工可能時間帯  ・指定なし  ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）  ・指定あり  指定時間（・（ ）時～（ ）時 ・打ち合わせ ・その他（ ））  (3) その他（ ）</p> <p>15. 事故の発生時 工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。  なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p> <p>16. 建設副産物情報システムの利用 受注者は受注時において延べ面積が500㎡以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。  また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換・システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p> <p>17. 発生材の処理等  (1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。  (2) 特別管理産業廃棄物  ・変圧器 ・コンデンサ ・その他（ ）  現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。  なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。  (3) 現場内において再利用を図るもの  ・発生土 ・その他（ ）  (4) 再資源化を図るもの  ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材  (5) 水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの  ・蛍光灯 ・HIDランプ（高輝度放電ランプ） ・その他（ ）  「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適切に 処理すること。  (6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。  また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。  (7) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。  （マニフェストA、B2、D票を提示すること。）</p>	<p>18. 官公署への手続き 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。  なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。  ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ●受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他（ ）</p> <p>19. 消防法関係の手続き  (1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成  ・本工事（ ・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事） ・別途工事  (2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>20. 工사용仮設物 構内への設置 ・できる（施設管理者と協議） ・できない</p> <p>21. 工사용電力 構内既存の施設  ・利用できる（ ・有償 ・無償） ・利用できない  本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。</p> <p>22. 工사용水 構内既存の施設  ・利用できる（ ・有償 ・無償） ・利用できない</p> <p>23. 工事中等の保安監理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。</p> <p>24. 搬入計画 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。</p> <p>25. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、</p> <p>26. 機材等の検査及び試験 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。</p> <p>27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、回転等確認できるように電源を確保すること。</p> <p>28. 完成時の操作説明 総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。</p> <p>29. 完成図等 作成する（ ●完成図 ・保全に関する資料 ・（ ））  完成図作図範囲（設計図を訂正）  完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。</p> <p>30. 完成写真 デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。  写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</p> <p>31. 不正軽油の使用の禁止  (1) 市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。  (2) 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。  (3) 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>32. 現場での安全確保（自主施工の原則）  (1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。  (2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p>	<p>2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 既設設備等の調査 既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。  (1) 地中埋設管路  1) 項目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他（ ）  2) 調査範囲 ・埋設ルート ・その他（ ）  (2) 貫通及びはつり  1) 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他（ ）  2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他（ ）  (3) 既設との取合い  1) 項目 ・接続箇所 ・増設箇所 ・その他（ ）  2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他（ ）</p> <p>2. 施工前の測定等 改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。</p> <p>3. 耐震施工  (1) 想定される地震に対応するものとする。  (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。</p> <p>4. 耐震基準 耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（一財）日本建築センター）を適用する。</p> <p>5. はつり  (1) 穴開け及び補修 ・なし ・あり（貫通場所及び口径は別図による）  (2) 溝はつり及び補修 ・なし ・あり（はつり深さは別図による）</p> <p>6. あと施工アンカー 性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない</p> <p>7. 基礎の配線ビット 基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。</p> <p>8. 配管・配線の耐震処置 建物引込部の配管の耐震処置 ●行う ・行わない  建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ・行わない</p> <p>9. 最上階の埋込配管 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。</p> <p>10. 露出配管  (1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。  (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。  (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。  (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。</p> <p>11. 合成樹脂管  (1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。  (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）</p> <p>12. 予備配管等 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（P F 2 2）を1本、5回路以上は（P F 2 2）を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。</p> <p>13. 金属製電線管等の塗装  (1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。  1) 屋外、屋内（電気室、機械室、EPS、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。  2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。  3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。）  4) 仮絆貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。  (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。</p> <p>14. 導入線 通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。</p> <p>15. 予備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。  なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。</p> <p>16. ボックス類 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。</p> <p>17. 軽量間仕切のボックス 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。</p> <p>18. プルボックス  (1) 屋外形、特殊形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。  (2) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。</p> <p>19. ボルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの  ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ</p>												
<p>備考</p>		<p style="text-align: center;"><b>NISSHIN SEKKEI</b></p> <p style="text-align: center;"><b>目新設計株式会社</b></p> <p style="text-align: center;">三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Job Title</td> <td>御殿場海岸南衆便所新築工事</td> <td>DATE</td> </tr> <tr> <td>Drawing Title</td> <td>電気設備工事特記仕様書01</td> <td>SCALE</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">設計担当者</td> <td>A2:N・S A3:N・S</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 No.265708 出口基樹</td> <td></td> <td>E-01 原因:A2</td> </tr> </tbody> </table>	Job Title	御殿場海岸南衆便所新築工事	DATE	Drawing Title	電気設備工事特記仕様書01	SCALE	設計担当者		A2:N・S A3:N・S	一級建築士 No.265708 出口基樹		E-01 原因:A2
Job Title	御殿場海岸南衆便所新築工事	DATE													
Drawing Title	電気設備工事特記仕様書01	SCALE													
設計担当者		A2:N・S A3:N・S													
一級建築士 No.265708 出口基樹		E-01 原因:A2													



<p>16. 拡声設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他 ( )</li> <li>・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照)</li> <li>・専用出力 ( ) W</li> </ul> <p>(2) 増幅器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形</li> </ul> <p>(3) 付属機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器</li> <li>・録音再生装置 (・CD ・メモリアーディオ ・その他 ( ))</li> <li>・アナウンスレコーダ (・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイム ・その他 ( ))</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有線マイクロホン</li> <li>・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式)</li> <li>・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ( ))</li> <li>・スピーカー切替装置 ・その他の機器 ( )</li> </ul> <p>(4) 操作装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(5) スピーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照)</li> <li>・専用結線 ・1W ・3W ( ) W</li> <li>インピーダンス ・Lo形 ・Hi形</li> <li>設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ( )</li> </ul>	<p>23. 自動閉鎖設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 運動制御器</p> <p>1) 制御対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー</li> <li>・非常口等の扉 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 回線数 ( ) 回線 (遠方復帰機構 ( ) 回路)</p> <p>3) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤</li> </ul> <p>1) 型式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドレス付 ・一般型</li> </ul> <p>2) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙感知器 (・2種 ・3種)</li> </ul> <p>3) 試験機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動試験機能 ・遠隔試験機能</li> </ul> <p>4) 機器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(4) 自動閉鎖装置</p> <p>1) 方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁式 ・ラッチ式 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(5) 自動開錠装置</p> <p>1) 方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気錠 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul>	<p>【構内通信線路】</p> <p>27. 構内通信線路</p> <p>(1) 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン</li> <li>・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 ( )</li> <li>・地中線式 (・直埋 管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架)</li> <li>・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ( ))</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 配線方式</p> <p>(3) 建柱</p> <p>1) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 電柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 支持材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板</li> <li>・支線 (保護ガード ・有 ・無)</li> </ul> <p>4) 装柱材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 ・無</li> </ul> <p>5) 銘板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 ・無</li> </ul> <p>(4) ハンドホール</p> <p>マンホール</p> <p>1) 形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック式 ・現場打ち</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所 ・4箇所 ( ) 箇所</li> </ul> <p>4) 重車両の通行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無</li> </ul> <p>(5) 錆鉄蓋</p> <p>1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」又は「通信」とする。</p> <p>2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>(6) 地中ケーブル</p> <p>保護材料</p> <p>1) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP</li> <li>・厚鋼電線管 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 標示杭埋設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分)</li> </ul> <p>3) 埋設標識シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2倍長 ・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。</p>	<p>【その他】</p> <p>28. 消火器</p> <p>1) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事)</li> <li>・別途工事</li> </ul> <p>2) 消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類 ( )、数量 ( ) 本</li> </ul> <p>3) 消火器収納箱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材質 ( )、数量 ( ) 面</li> </ul>															
<p>17. 誘導支援設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 音声誘導装置</p> <p>1) 検出方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外 (防雨形) ・屋内</li> </ul> <p>3) 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する</li> <li>・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他 ( )</li> </ul> <p>5) 制御装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 ( )</li> </ul> <p>6) 送信機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 ( )</li> </ul> <p>7) 受信機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピーカー式 ・イヤホン式 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(3) インターホン</p> <p>1) 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用</li> <li>・保守用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声通話 ・映像モニタ</li> </ul> <p>3) 通話網</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子式 ・相互式 ・複合式</li> </ul> <p>4) 通話方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時通話式 ・交互通話式 ・その他 ( )</li> </ul> <p>5) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親機 ・子機 ・その他 ( )</li> </ul> <p>6) 親機</p> <p>①形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 ( )</li> </ul> <p>②送受話器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話機形 ・マイク形 ・その他 ( )</li> </ul> <p>7) 子機</p> <p>①形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 ( )</li> </ul> <p>②送受話器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話機形 ・マイク形 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(4) トイレ等</p> <p>呼出装置</p> <p>1) 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 親機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 呼出スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 ( )</li> </ul> <p>5) 警報装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他 ( )</li> </ul>	<p>24. 非常警報設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 非常放送装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常放送装置 ・非常ベル</li> </ul> <p>1) 消防法基準適合マークとする。</p> <p>2) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増幅器 ・スピーカー ・非常用リモコンマイク</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 増幅器</p> <p>①出力 ( ) W</p> <p>②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形</p> <p>③形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>④機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイク放送 ・運動放送 (・自火報設備 ・緊急地震速報設備)</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>⑤用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡声設備兼用 ・非常放送専用</li> </ul> <p>4) スピーカ</p> <p>①結線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1W ・3W ( ) W</li> </ul> <p>②インピーダンス ・Lo形 ・Hi形</p> <p>③設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内 ・屋外 ・その他 ( )</li> </ul> <p>④用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡声設備兼用 ・非常放送専用</li> </ul> <p>5) 非常用リモコンマイク</p> <p>型式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他 ( )</li> </ul> <p>1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独設置 ・機器収容箱に組込</li> <li>・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(3) 非常ベル</p> <p>(自動サイレンを含む)</p> <p>(3) 非常ベル</p> <p>(自動サイレンを含む)</p>	<p>5. 使用資機材の適用規格</p> <p>(1) 以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格 (JIS規格) 適合品の使用を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気用品安全法適合品</li> <li>・耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル</li> <li>・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの</li> <li>・第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格 (JCS規格) への適合性検査を行い合格したもの</li> </ul> </li> <li>● 非常用照明器具 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に定める国土交通大臣認定品</li> <li>・(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 誘導灯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA誘導灯認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 制御盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)日本配電制御システム工業会規格 (JSIA規格) 適合品</li> </ul> </li> <li>● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 ((一財)日本消防設備安全センター (消防用設備等認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 金属閉鎖形スイッチギア <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品</li> </ul> </li> <li>● 高圧機器 (遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器) <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品</li> </ul> </li> <li>● 直流電源装置 (防災電源用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA蓄電池設備認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 交流無停電電源装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品</li> </ul> </li> <li>● 自家発電装置 (防災電源用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 ((一社)日本内燃力発電設備協会) の認定を受け、認定証票 (長時間形) が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 自家発電装置 (防災電源用でないもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品</li> </ul> </li> <li>● 太陽電池モジュールの支持物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備の技術基準の解釈第4 6 条第2 項又は第3 項の規定に適合するもの</li> </ul> </li> <li>● 電話用設備 (電話交換機、電話機等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 ((一財)電気通信端末機器審査協会 (JATE) 等) の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 非常用放送設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● テレビ共同受信機器 <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良住宅部品 (BL部品) の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの</li> <li>・(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの</li> </ul> </li> <li>● 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。</p>	<p>25. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 受信機</p> <p>1) 回線数 ( ) 回線</p> <p>2) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガス用 ・液化石油ガス用</li> </ul> <p>3) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(3) 副受信機</p> <p>設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(4) 検知器</p> <p>1) 動作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独 (単独動作) ・運動 (受信機に伝送)</li> </ul> <p>2) 定格電圧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AC1 0 0 V ・DC2 4 V (受信機等から供給)</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) ガス検知出力信号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式</li> </ul> <p>【中央監視制御設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別紙による。</li> </ul> <p>【医療関係設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別紙による。</li> </ul>															
<p>18. テレビ共同受信設備</p> <p>(1) 受信放送</p> <p>(2) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他 ( )</li> <li>・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱</li> <li>・アンテナ ・その他 ( )</li> </ul> <p>(3) アンテナ</p> <p>1) 放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) マスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用)</li> <li>・衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用)</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 自立用基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 ・別途工事 ・既設利用</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	<p>26. 構内配電線路</p> <p>(1) 配線方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地中線式 (・直埋 ●管路) ・架空線式 (●直接 ・ちよう架線添架)</li> <li>・建築物等添架式 (●露出配管 ●隠蔽配管 ・その他 ( ))</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 建柱</p> <p>1) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本工事 ・既設柱利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 電柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 支持材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板</li> <li>●支線 (保護ガード ●有 ・無)</li> </ul> <p>4) 装柱材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 (電力仕様) ・無</li> </ul> <p>5) 銘板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 ・無</li> </ul> <p>(3) 装柱機器 (高圧用)</p> <p>1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 耐環境性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用 ●耐塩用</li> </ul> <p>3) 開閉器</p> <p>仕様は 5. 受変電設備 (6) 負荷開閉器 による。</p> <p>(4) 装柱機器 (低圧用)</p> <p>1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開閉器 ●開閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 耐環境性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用 ●耐塩用</li> </ul> <p>1) 形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック式 ・現場打ち</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所 ・4箇所 ( ) 箇所</li> </ul> <p>4) 重車両の通行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無</li> </ul> <p>(6) 錆鉄蓋</p> <p>1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。</p> <p>2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>(7) 地中ケーブル</p> <p>保護材料</p> <p>1) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP</li> <li>・厚鋼電線管 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 標示杭埋設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンクリート製 ●鉄製 (アスファルト部分)</li> </ul> <p>3) 埋設標識シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2倍長 ・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。</p>	<p>【構内配電線路】</p> <p>(1) 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン</li> <li>・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 ( )</li> <li>・地中線式 (・直埋 管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架)</li> <li>・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ( ))</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 配線方式</p> <p>(3) 建柱</p> <p>1) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 電柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 支持材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板</li> <li>・支線 (保護ガード ・有 ・無)</li> </ul> <p>4) 装柱材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 (電力仕様) ・無</li> </ul> <p>5) 銘板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 ・無</li> </ul> <p>(4) ハンドホール</p> <p>マンホール</p> <p>1) 形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック式 ・現場打ち</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所 ・4箇所 ( ) 箇所</li> </ul> <p>4) 重車両の通行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無</li> </ul> <p>(5) 錆鉄蓋</p> <p>1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。</p> <p>2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>(6) 地中ケーブル</p> <p>保護材料</p> <p>1) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP</li> <li>・厚鋼電線管 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 標示杭埋設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンクリート製 ●鉄製 (アスファルト部分)</li> </ul> <p>3) 埋設標識シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2倍長 ・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。</p>	<p>【その他】</p> <p>28. 消火器</p> <p>1) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事)</li> <li>・別途工事</li> </ul> <p>2) 消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類 ( )、数量 ( ) 本</li> </ul> <p>3) 消火器収納箱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材質 ( )、数量 ( ) 面</li> </ul>															
<p>19. 監視カメラ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別図による。</li> </ul> <p>20. 駐車場</p> <p>管制設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別図による。</li> </ul> <p>21. 防犯・入退室</p> <p>管理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別図による。</li> </ul> <p>22. 自動火災</p> <p>報知設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機 ・副受信機 (表示装置) ・中継器 ・発信機 ・感知器</li> <li>・光警報装置 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 受信機</p> <p>1) 型式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P型1級 ・P型2級 ・R型</li> </ul> <p>2) 回線数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 回線 ( ) アドレス</li> </ul> <p>3) 試験機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動試験機能 ・遠隔試験機能</li> </ul> <p>4) 盤形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合盤組込 ・自立型 ・壁掛型</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(3) 副受信機</p> <p>(表示装置)</p> <p>1) 盤形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立型 ・壁掛型 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 回線数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 回線 ( ) アドレス</li> </ul> <p>3) 表示装置の仕様詳細は別図による。</p> <p>(4) 中継器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験機能</li> <li>・自動試験機能 ・遠隔試験機能</li> </ul> <p>(5) 発信機</p> <p>1) 型式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級</li> </ul> <p>2) 消火栓ポンプ起動</p> <p>特になき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。</p> <p>3) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独設置 ・機器収容箱に組込</li> <li>・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(6) 感知器</p> <p>1) 型式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドレス付 ・一般型</li> </ul> <p>2) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器 ・空気管式 ・煙感知器 ・炎感知器</li> </ul> <p>3) 試験機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動試験機能 ・遠隔試験機能</li> </ul> <p>4) 機器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 ( )</li> </ul> <p>(7) 光警報装置</p> <p>1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報装置 ・制御装置 ・同期装置</li> </ul> <p>2) 警報装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天井付 ・壁付</li> </ul> <p>3) 同期装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自走同期式 ・外部同期式</li> </ul>	<p>【中央監視制御設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別紙による。</li> </ul> <p>【医療関係設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様詳細は別紙による。</li> </ul> <p>【構内配電線路】</p> <p>(1) 配線方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地中線式 (・直埋 ●管路) ・架空線式 (●直接 ・ちよう架線添架)</li> <li>・建築物等添架式 (●露出配管 ●隠蔽配管 ・その他 ( ))</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 建柱</p> <p>1) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本工事 ・既設柱利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 電柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 支持材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板</li> <li>●支線 (保護ガード ●有 ・無)</li> </ul> <p>4) 装柱材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 (電力仕様) ・無</li> </ul> <p>5) 銘板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 ・無</li> </ul> <p>(3) 装柱機器 (高圧用)</p> <p>1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 耐環境性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用 ●耐塩用</li> </ul> <p>3) 開閉器</p> <p>仕様は 5. 受変電設備 (6) 負荷開閉器 による。</p> <p>(4) 装柱機器 (低圧用)</p> <p>1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開閉器 ●開閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 耐環境性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用 ●耐塩用</li> </ul> <p>1) 形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック式 ・現場打ち</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所 ・4箇所 ( ) 箇所</li> </ul> <p>4) 重車両の通行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無</li> </ul> <p>(6) 錆鉄蓋</p> <p>1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。</p> <p>2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>(7) 地中ケーブル</p> <p>保護材料</p> <p>1) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP</li> <li>・厚鋼電線管 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 標示杭埋設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンクリート製 ●鉄製 (アスファルト部分)</li> </ul> <p>3) 埋設標識シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2倍長 ・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。</p>	<p>【構内配電線路】</p> <p>(1) 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン</li> <li>・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 ( )</li> <li>・地中線式 (・直埋 管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架)</li> <li>・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ( ))</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(2) 配線方式</p> <p>(3) 建柱</p> <p>1) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 電柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>3) 支持材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板</li> <li>・支線 (保護ガード ・有 ・無)</li> </ul> <p>4) 装柱材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 (電力仕様) ・無</li> </ul> <p>5) 銘板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 ・無</li> </ul> <p>(4) ハンドホール</p> <p>マンホール</p> <p>1) 形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック式 ・現場打ち</li> </ul> <p>2) 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事</li> <li>・既設利用 ・その他 ( )</li> </ul> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所 ・4箇所 ( ) 箇所</li> </ul> <p>4) 重車両の通行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無</li> </ul> <p>(5) 錆鉄蓋</p> <p>1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。</p> <p>2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>(6) 地中ケーブル</p> <p>保護材料</p> <p>1) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP</li> <li>・厚鋼電線管 ・その他 ( )</li> </ul> <p>2) 標示杭埋設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンクリート製 ●鉄製 (アスファルト部分)</li> </ul> <p>3) 埋設標識シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2倍長 ・その他 ( )</li> </ul> <p>4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。</p>	<p>【その他】</p> <p>28. 消火器</p> <p>1) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事)</li> <li>・別途工事</li> </ul> <p>2) 消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類 ( )、数量 ( ) 本</li> </ul> <p>3) 消火器収納箱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材質 ( )、数量 ( ) 面</li> </ul>															
<p>備</p> <p>考</p>	<p style="text-align: center;"> <b>NISSHIN</b>  <b>SEKKEI</b>  <b>目新設計株式会社</b>          三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹       </p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Job Title</th> <td>御殿場海岸南衆便所新築工事</td> <th>DATE</th> <td></td> </tr> <tr> <th>Drawing Title</th> <td>電気設備工事特記仕様書03</td> <th>SCALE</th> <td>A2:N・S A3:N・S</td> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">設計担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級建築士 No.265708 出口基樹</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">E-03 原因:A2</p>	Job Title	御殿場海岸南衆便所新築工事	DATE		Drawing Title	電気設備工事特記仕様書03	SCALE	A2:N・S A3:N・S	設計担当者				一級建築士 No.265708 出口基樹			
Job Title	御殿場海岸南衆便所新築工事	DATE																
Drawing Title	電気設備工事特記仕様書03	SCALE	A2:N・S A3:N・S															
設計担当者																		
一級建築士 No.265708 出口基樹																		

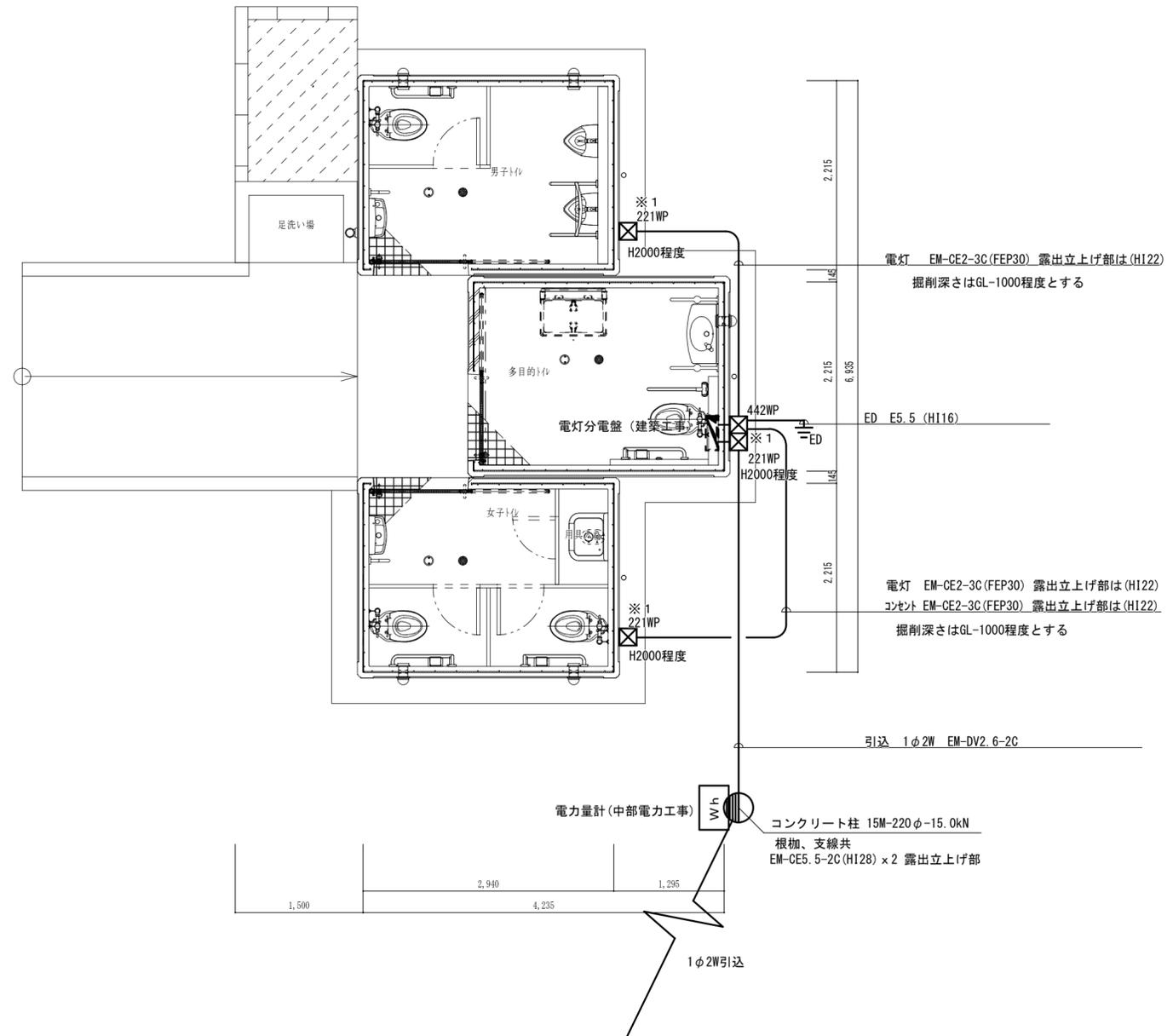


凡例

記号	名称	備考
■	電灯分電盤	建築工事
□	ﾌﾟﾙｯｸｽ	
⊕	接地 ED	

ﾌﾟﾙｯｸｽの種類・サイズは、下記の通り  
 221WP:200×200×100 SUS・WP  
 442WP:400×400×200 SUS・WP

※1 : RCユニット便所配線と接続を示す



平面図 S:1/50

備考	

**NISSHIN**  
**SEKKEI**  
**日新設計株式会社**  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

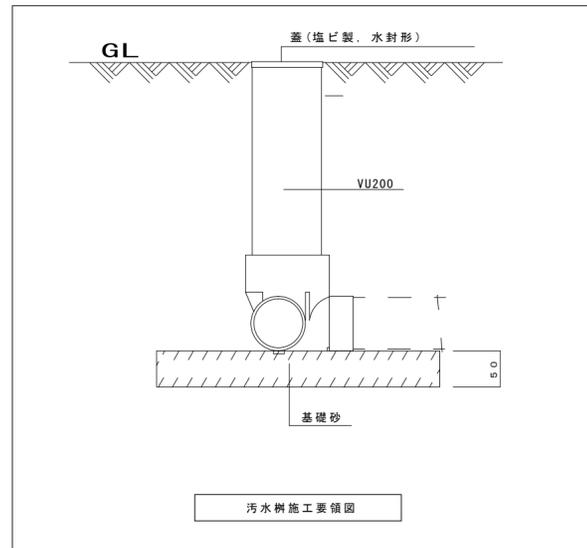
Job Title	御殿場海岸南衆便所新築工事	DATE	
Drawing Title	電気設備 平面図	SCALE	A2:1/50 A3:1/71
設計担当者			
一級建築士 No.265708 出口基樹			E-04 原因:A2

<p>機械設備工事特記仕様書</p> <p>1 工事名称 御殿場海岸南公衆便所新築工事</p> <p>2 工事場所 津市 藤方 地内</p> <p>3 建築概要 RC造 平屋建て</p> <p>4 適用基準 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成31年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針令和元年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。</p> <p>5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおり施工すること待来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>(1) 提出図書 ■建築工事に準じる 1) 工事書類： ・施工計画書 ・打合記録 ・施工要領書 ・機器使用欄 ・機器日報 ・工程表 ・施工図等 2) 工事完成図書： ・品質確認書類 ・工事日報 ・工事写真 ・安全・訓練実施記録 ・竣工図（製本4(原寸2部、A3(見開き)2部)） ・機器完成図（ファイル等1部） ・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）2部 ・機器性能試験成績書1部 ・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）1部 ・官公署届出書類、検査済証1部 ・出来形確認書類1部等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真は當構工事写真撮影要領（国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影すること。 ※ 建築色合工事の場合、監督員に確認のこと。</p> <p>(2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届けること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているの、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。</p> <p>(3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 □本工事(□建築工事 □電気設備工事 □機械設備工事) □別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。</p> <p>(4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p> <p>(5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ</p> <p>(6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■ 適用しない</p> <p>(7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類</p> <p>(8) 機器の地震力（主要機器） □図示による 機器名 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） 水槽類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0）</p> <p>その他監督員が指示するもの □ 適用する ■ 適用しない</p> <p>(9) 冷媒（フロン類）の回収 □適用する ■適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。</p> <p>(10) 中間技術検査 実施回数（ ）回 実施する段階（ ）</p>	<p>(11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる 1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） なお施工に際して廃石綿等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を見出した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他（ ） 4) 再資源化を図るもの（ □コンクリート塊 □アスファルトコンクリート塊 □建設発生木材） 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。また再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マニフェスト、B2、D票を提示すること。）</p> <p>(12) 電気保安技術者 □ 配置する ■ 配置しない</p> <p>(13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日（ ）一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし（ ）</p> <p>2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（ 時～ 時 ）</p> <p>(14) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり（ 令和 年 月 日 ）</p> <p>(15) 仮設工事 構内既存の施設 ■建築工事に準じる 1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。</p> <p>(16) 足場 ■建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>足場（つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参照者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p> <p>(17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名： ) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名： ・間伐材製工用車バリエード・間伐材工事看板・間伐材表示板（ ）)</p> <p>(18) 建設副産物 購買金額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に載せ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後には「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C が運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。</p> <p>(19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>(20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>(21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上がり共、既設にない限り復旧すること。</p>	<p>(22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>(23) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。</p> <p>(24) 現場での安全確保（自主施工の原則） 1) 受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p>6 工事科目 給排水衛生設備工事 ■ 屋外給水設備工事 □ 屋内給水設備工事 ■ 屋外排水設備工事 □ 屋内排水通気設備工事 □ 衛生器具設備工事 □ 消火設備工事 □ 給湯設備工事 □ 屋外ガス設備工事 □ 屋内ガス設備工事 □ 浄化槽設備工事 □ 厨房機器設備工事 空調設備工事 □ 機器設備工事 □ 配管設備工事 □ 換気設備工事</p> <p>7 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとくを工事範囲とし、直圧式により所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10K を使用する。 (2) 屋外排水設備工事 本工事は、汚水、雑排水を合流方式とし、敷地内最終所に至る配管、樹を勾配に十分留意し敷設するものとする。 樹は公団型、現場打ちまたはプラスチック樹とする。</p> <p>8 総合調整 (1) 風量調整 □ 適用する ■ 適用しない (2) 水量調整 □ 適用する ■ 適用しない (3) 室内外空気の温度測定 □ 適用する ■ 適用しない (4) 室内外空気の湿度測定 □ 適用する ■ 適用しない (5) 室内空気及びじんあいの測定 □ 適用する ■ 適用しない (6) 騒音の測定 □ 適用する ■ 適用しない (7) 飲料水の水质の測定(水道法施行規則第10条による水质検査) □ 適用する ■ 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行なうこと。 ※遊離残留塩素については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。 (8) その他（ ） □ 適用する □ 適用しない</p>	<p>工事細目 9 (1) 配管材料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>■ 給水管</td> <td> <p>水通用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-YD ) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 ■ 水通用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：H1VP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p> <p>※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 雑排水管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 通気管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 汚水管</td> <td> <p>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M/D継ぎ手 JPF MDJ 002 □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 鉛管</td> <td> <p>排水・通気用鉛管 SHASE-S203</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 給湯管</td> <td> <p>水通用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：WH1LP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p> </td> </tr> <tr> <td>□ ガス管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ ガス事業者の供給規定に準じる</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 消火管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>■ 屋外埋設排水</td> <td> <p>■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1階水路用遠心鉄筋コンクリート管)</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 冷温水配管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水通用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA)</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 冷却水管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水通用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-YA、VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB)</p> </td> </tr> <tr> <td>□ ドレン管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) (屋内 結露防止層付VP 屋外 カラーVP) □ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 冷媒管</td> <td> <p>□ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係告示基準の規定による。</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 油管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合</p> </td> </tr> <tr> <td>□ 蒸気管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452</p> </td> </tr> <tr> <td>□ プライン管</td> <td> <p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 弁類 揚水ポンプ(二次側)、消火ポンプ(二次側)、水道直圧部は10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩化ビニルライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。</p>	■ 給水管	<p>水通用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-YD ) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 ■ 水通用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：H1VP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p> <p>※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。</p>	□ 雑排水管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>	□ 通気管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>	□ 汚水管	<p>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M/D継ぎ手 JPF MDJ 002 □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>	□ 鉛管	<p>排水・通気用鉛管 SHASE-S203</p>	□ 給湯管	<p>水通用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：WH1LP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p>	□ ガス管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ ガス事業者の供給規定に準じる</p>	□ 消火管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。</p>	■ 屋外埋設排水	<p>■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1階水路用遠心鉄筋コンクリート管)</p>	□ 冷温水配管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水通用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA)</p>	□ 冷却水管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水通用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-YA、VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB)</p>	□ ドレン管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) (屋内 結露防止層付VP 屋外 カラーVP) □ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>	□ 冷媒管	<p>□ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係告示基準の規定による。</p>	□ 油管	<p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合</p>	□ 蒸気管	<p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452</p>	□ プライン管	<p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452</p>
■ 給水管	<p>水通用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-YD ) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 ■ 水通用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：H1VP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p> <p>※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。</p>																																		
□ 雑排水管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>																																		
□ 通気管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>																																		
□ 汚水管	<p>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M/D継ぎ手 JPF MDJ 002 □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>																																		
□ 鉛管	<p>排水・通気用鉛管 SHASE-S203</p>																																		
□ 給湯管	<p>水通用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：WH1LP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p>																																		
□ ガス管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ ガス事業者の供給規定に準じる</p>																																		
□ 消火管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。</p>																																		
■ 屋外埋設排水	<p>■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1階水路用遠心鉄筋コンクリート管)</p>																																		
□ 冷温水配管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水通用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA)</p>																																		
□ 冷却水管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水通用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-YA、VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB)</p>																																		
□ ドレン管	<p>配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) (屋内 結露防止層付VP 屋外 カラーVP) □ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p>																																		
□ 冷媒管	<p>□ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係告示基準の規定による。</p>																																		
□ 油管	<p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合</p>																																		
□ 蒸気管	<p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452</p>																																		
□ プライン管	<p>配管用炭素鋼鋼管(黒) JIS G 3452</p>																																		
備考	<p style="text-align: center;"> <b>NISSHIN</b>  <b>SEKKEI</b>  <b>目新設計株式会社</b>          三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹       </p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Job Title</td> <td>御殿場海岸南公衆便所新築工事</td> <td>DATE</td> </tr> <tr> <td>Drawing Title</td> <td>機械設備工事特記仕様書01</td> <td>SCALE</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">設計担当者</td> <td>NS</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 No.265708 出口基樹</td> <td></td> <td>M-01 原図/A2</td> </tr> </tbody> </table>	Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE	Drawing Title	機械設備工事特記仕様書01	SCALE		設計担当者	NS	一級建築士 No.265708 出口基樹		M-01 原図/A2																					
Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事	DATE																																	
Drawing Title	機械設備工事特記仕様書01	SCALE																																	
	設計担当者	NS																																	
一級建築士 No.265708 出口基樹		M-01 原図/A2																																	



図示記号

記号	名称
— — — — —	給水管
— — — — —	排水管



汚水樹リスト

注意事項 1) 排水管の勾配は1/100以上を確保する事。  
2) 樹深さは参考数値とする。

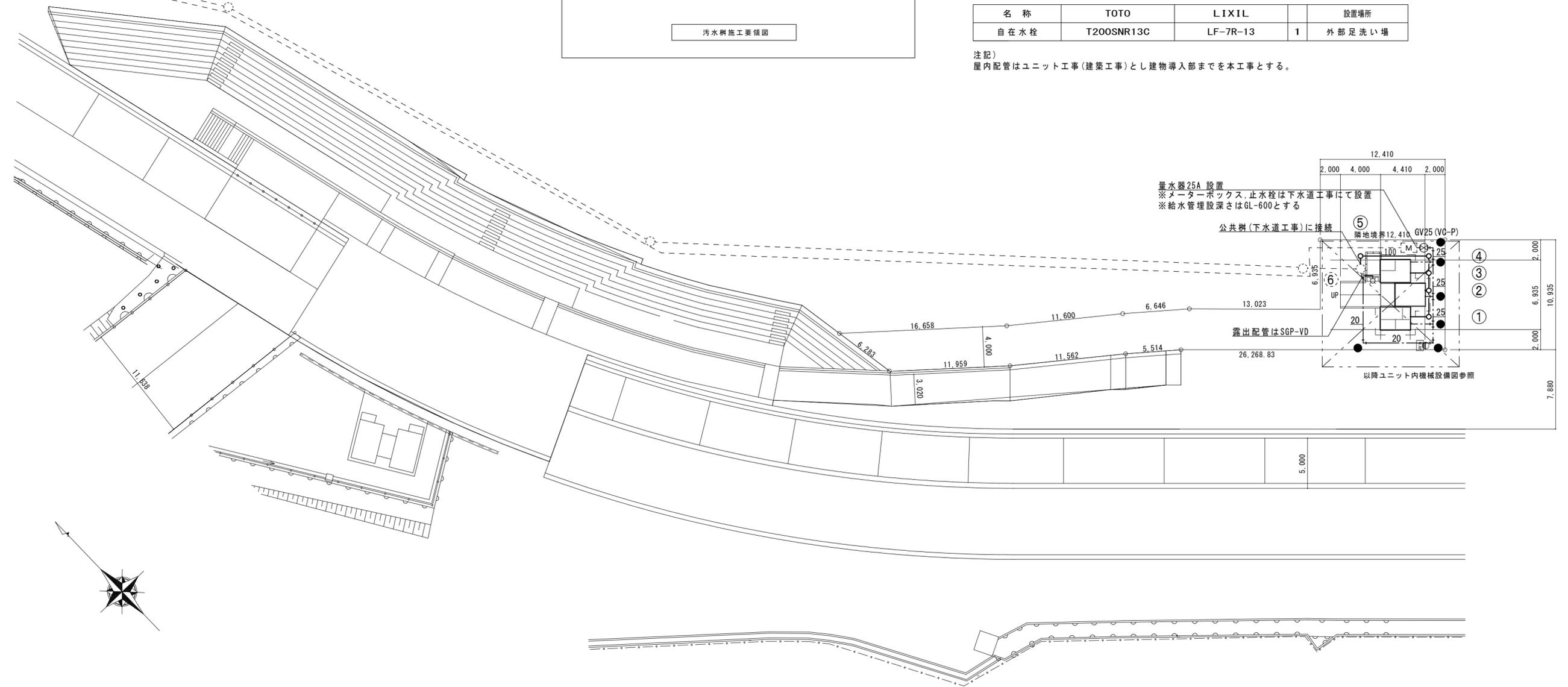
記号	名称	種別	GL-管底	備考
①	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-400	塩ビ蓋
②	汚水樹	小口径塩ビ樹45Y100-200	-430	塩ビ蓋
③	汚水樹	小口径塩ビ樹45Y100-200	-450	塩ビ蓋
④	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-470	塩ビ蓋
⑤	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-540	塩ビ蓋
⑥	公共樹		-550	下水道工事にて設置

● 埋設表示杭を示す(コンクリート製)

衛生器具表

名称	TOTO	LIXIL	設置場所
自在水栓	T200SNR13C	LF-7R-13	1 外部足洗い場

注記)  
屋内配管はユニット工事(建築工事)とし建物導入部までを本工事とする。



備 考	

**NISSHIN**  
**SEKKEI**  
**日新設計株式会社**  
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	御殿場海岸南公衆便所新築工事
Drawing Title	配置図
設計担当者	
一級建築士 No.265708 出口基樹	

DATE	
SCALE	A2:1/300 A3:1/420
M-03	原図:A2